

広域化・共同化計画実施マニュアル

令和6年4月

総	務	省
農	林	産
国	土	交
環	境	通
		省

まえがき

汚水処理事業に係る広域化・共同化計画については、令和4年度末にすべての都道府県において計画の策定が完了したところである。今後は、広域化・共同化計画に位置付けられた取組を着実に実施し、広域化・共同化を推進する必要があるため、汚水処理に関する4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」の分科会として「広域化・共同化検討分科会（座長：浦上 拓也 近畿大学教授）」を設置し、『広域化・共同化計画実施マニュアル』をとりまとめた。

本マニュアルにおける主なポイントは下記の通りである。

- ① 汚水処理事業の持続可能性を確保する上で広域化・共同化計画推進の必要性を示した上で、CAPD（Check-Action-Plan-Do）の4ステップを繰り返し、取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の深化を図る考え方を示した。
- ② 広域化・共同化の取組を継続するため、都道府県を起点とした進捗管理の重要性を明記した上で、最低限行うべき進捗管理の方法を明記した。
- ③ 現在の広域化・共同化計画にない新たな取組を立案した場合等における計画変更の考え方を明確化した。
- ④ 水道事業で取組が進められている事業統合・経営の一体化について、同様の取組を下水道事業で実施する場合の論点を整理した。
- ⑤ 広域化・共同化の各種取組の事業化フローを示した上で、検討・事業化を進める上での留意事項を整理した。

汚水処理事業の運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、本マニュアルを参考にして都道府県や市町村が連携・協力し、広域化・共同化計画に位置付けられた取組を実施し、将来にわたり持続可能な汚水処理事業の運営を図られたい。

また、令和6年1月に能登半島地震が発生し、汚水処理施設についても被害が発生している。地域によっては集約された施設が被災した場合、影響が広範囲にわたることも考えられることから、広域化・共同化の実施にあたっては災害時の対応についても考慮した上で検討を進められたい。

令和6年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

目 次

1	総論	1
1-1	広域化・共同化計画推進の必要性	1
1-2	CAPDによる広域化・共同化の取組深化	2
1-3	マニュアルの適用範囲	4
1-4	広域化・共同化計画の位置付け	5
1-5	広域化・共同化計画の推進体制	7
1-6	関連計画との調整	9
1-7	脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進	10
1-8	広域化・共同化に係るマニュアルの体系	11
1-9	事例集の活用	13
1-10	本マニュアル活用にあたっての留意事項	17
2	計画の進捗管理	18
2-1	計画の策定状況	18
2-2	進捗管理の必要性和目的	20
2-3	進捗管理の方法	21
2-4	経営改善効果の測定	24
3	計画の変更	25
3-1	計画変更の考え方	25
3-2	定期的な見直し	26
3-3	随時の見直し	27
3-4	変更計画の公表	28
4	個別メニューの推進	29
4-1	広域化・共同化を実施する手法	29
4-2	各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度	38
4-3	事業統合・経営の一体化	39
4-4	汚水処理の共同実施	43
4-5	汚泥処理の共同実施	71
4-6	施設の広域監視	80
4-7	計画・調査委託の共同発注	86
4-8	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注	94
4-9	維持管理業務の共同発注	96
4-10	災害時対応の共同化	102

4-11	庁内事務の共同化	107
4-12	広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度	112

1 総論

1-1 広域化・共同化計画推進の必要性

汚水処理事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来など、事業運営の継続に係る多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、地方公共団体は汚水処理事業の広域化・共同化計画を推進し、効率的な事業運営を実現、事業の持続可能性を確保する必要がある。

【解説】

汚水処理事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

これまでも、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、汚水処理の適正な役割分担のもと、施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化が進められてきたところであるが、持続可能な汚水処理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要がある。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度（平成 34 年度）までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、また「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）においては、2022 年度（令和 4 年度）までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（以下「広域化・共同化計画」という。）を策定することが目標として掲げられた。これを受け、令和 4 年度末までに全 47 都道府県で広域化・共同化計画の策定がなされたところである。

地方公共団体は、広域化・共同化計画が令和 5 年度より本格的な実施段階に移行したことを踏まえ、使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱性、施設老朽化等の課題解決に向け、広域化・共同化計画に定めた各種事業の推進に取り組むものとする。

広域化・共同化計画の推進にあたり地方公共団体は、計画の進捗管理として個々の広域化・共同化事業（以下、個別メニューという）の進捗状況や課題等を確認する。進捗管理により把握した個別メニュー推進の課題解消を図り、事業化に取り組むものとする。また、策定済の広域化・共同化計画に定めのない新たな個別メニューを立案し、更なる事業運営の効率化に取り組むものとする。なお、計画に位置付けのない新たな個別メニューを事業化する場合には、広域化・共同化計画に位置付けるものとする。

1-2 CAPDによる広域化・共同化の取組深化

策定した広域化・共同化計画は、①Check（進捗管理）、②Action（個別メニューの新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の4つのステップを繰り返し、着実な事業推進だけでなく、取組内容の拡大、高度化により、広域化・共同化の取組を深化させるものとする。

【解説】

都道府県や市町村等は、令和4年度末までに策定した広域化・共同化計画に従い、計画に定めた個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化を進める必要がある。

広域化・共同化計画は、都道府県・市町村等が連携・協力し、CAPDサイクルのスパイラルアップとして①Check（進捗管理）、②Action（個別メニューの新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の4ステップを繰り返すものとする。これにより、広域化・共同化計画の着実な推進に加え、個別メニューの新規立案や取組内容の見直し等により、取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の取組を深化させるものとする。

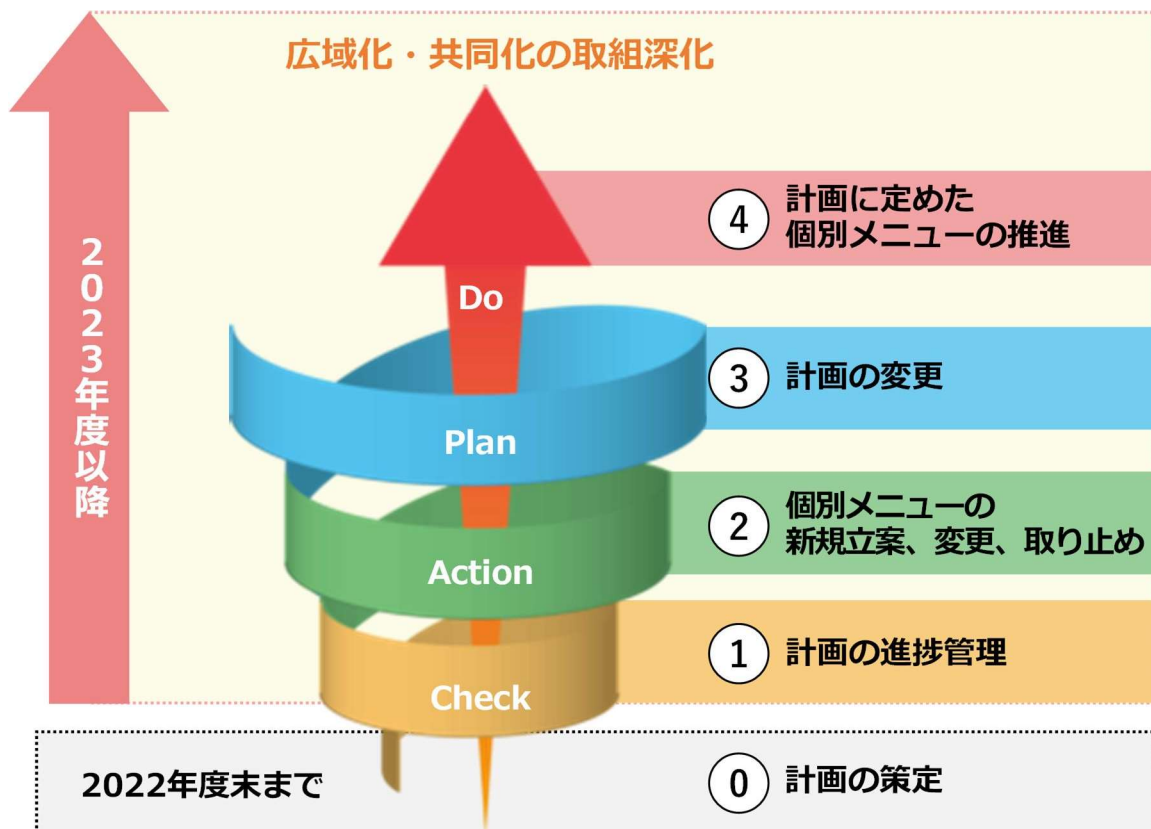


図 1-1 CAPD のスパイラルアップによる広域化・共同化の取組深化

広域化・共同化計画推進のための取組内容を表 1-1 に示す。各ステップの具体的な取組内容については、第 2 章～第 4 章を参照されたい。CAPD の 4 ステップの内、Action、Plan については、一体的な運用が見込まれることから、第 3 章に計画の変更として整理している。

表 1-1 広域化・共同化計画推進のための取組内容

ステップ	取組	章番号	主な取組内容
Check	計画の進捗管理	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定状況 ・ 進捗管理の必要性と目的 ・ 進捗管理の方法 ・ 経営改善効果の測定
Action ～ Plan	計画の変更	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画変更の考え方 ・ 定期的な見直し ・ 随時の見直し ・ 変更計画の公表
Do	個別メニューの 推進	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化・共同化を実施する手法 ・ 各種個別メニューの事業化に適用されている 主な制度 ・ 事業統合・経営の一体化 ・ 汚水処理の共同実施 ・ 汚泥処理の共同実施 ・ 施設の広域監視 ・ 計画・調査委託の共同発注 ・ 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注 ・ 維持管理業務の共同発注 ・ 災害時対応の共同化 ・ 庁内事務の共同化 ・ 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援 制度

1-3 マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、広域化・共同化計画に取り組む都道府県・市町村等が計画に定めた取組内容の進捗管理や計画見直し、個別メニューの事業化等を行う際に適用する。

また、本マニュアルを適用する事業は、汚水処理に係る下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等とする。

【解説】

本マニュアルは、広域化・共同化計画の推進に係る進捗管理の方法や計画見直しの考え方、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の進め方、留意事項等を示したものであり、都道府県や市町村等が広域化・共同化計画を推進する際に適用する。

また、合理的かつ効率的な汚水排水処理の観点から、本マニュアルの対象施設は下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等の汚水処理事業全般とする。

1-4 広域化・共同化計画の位置付け

広域化・共同化計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付けられている。そのため、広域化・共同化計画に位置付けた個別メニューの推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、検討を進めるものとする。

また、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図るものとする。

【解説】

平成30年1月17日付で発出された通知「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」において、広域化・共同化計画は「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付けられている。

1. 「広域化・共同化計画」について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられる。(別紙1参照)

出典：汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日付、総務省自治財政局 準公営企業室長、農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長、水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長、国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長）

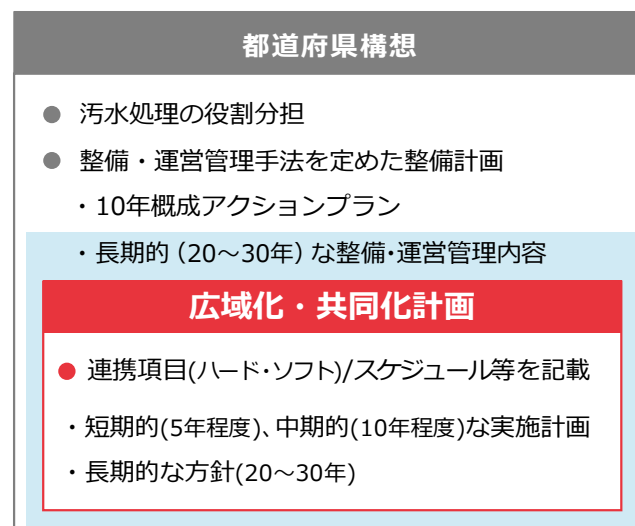


図 1-2 広域化・共同化計画の位置づけ (イメージ)

広域化・共同化計画は、合理的かつ効率的な污水排水処理の観点から、下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等を対象としている。そのため、污水处理施設の統廃合等、広域化・共同化計画に位置付けた個別メニューの推進にあたっては、下水道法第4条に定める事業計画や都市計画法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に係る各種法手続きに加え、各市町村の污水处理施設の整備・改築に関する構想内容を確認し、必要に応じて構想の変更を行うなど、構想との整合性に留意しその取組を進めるものとする。

構想の変更に際しては、広域化・共同化計画に基づく污水处理施設の統廃合の状況を踏まえ、改めて地域の特性に応じた最適な污水处理施設の整備手法を見直す必要があることから、必要に応じて集合処理区域の縮小、個別処理への転換などの見直しを行うことも考えられる。

また、都道府県構想の見直しの際には、新規整備に関する事項のみならず、既整備地区や既整備施設に関する事項を把握したうえで、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図るものとする。

1-5 広域化・共同化計画の推進体制

広域化・共同化計画の推進にあたっては、国・都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。広域化・共同化の取組は、中心的役割を期待されている都道府県による進捗管理を起点として、都道府県と市町村等が連携して個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化を進めることとする。また、広域化・共同化の検討にあたっては、汚水処理に係る部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

また、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関による体制補完も有効である。

【解説】

地方自治法によると、国・県・市町村の役割分担は表 1-2 のとおり示されている。広域化・共同化計画の推進にあたっては、市町村界を跨いだブロック単位等でより広域的な観点からの検討、合意形成が重要となる。そのため、それぞれの団体が果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。特に、都道府県には、広域化・共同化計画の推進に向け、流域下水道を核とした直接的な取組だけでなく、進捗管理や市町村間の連絡調整、助言による補完等の間接的な支援も含め中心的な役割が期待されている。

表 1-2 地方自治法で定められた国・都道府県・市町村の役割分担

項目	役割分担	条文
国	① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務 ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 ④ その他国が本来果たすべき役割	第 1 条の 2 第 2 項
都道府県	① 広域にわたるもの（広域事務） ② 市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務） ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの（補完事務）	第 2 条第 5 項
市町村	① 住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する ② 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する	第 1 条の 2 第 1 項 第 2 条第 2 項

想定される広域化・共同化計画の推進体制を図 1-3 に示す。補助制度の創設やマニュアル作成、事例提供、案件形成支援等による国の支援のもと、都道府県が中心となり、広域化・共同化への積極的な取組が期待される中核的な都市と周辺都市との連携を図るとともに、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関や学識経験者等の参画を得て、汚水処理の効率的な事業運営に関する技術的助言を受けることも有効である。

他、都道府県と市町村の連携体制の構築にあたっては、計画策定時に設立した既存の協議会等を活用する他、必要に応じて新たな協議会を設立することも考えられる。

また、合理的かつ効率的な汚水排水処理の観点から、汚水処理に係る部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

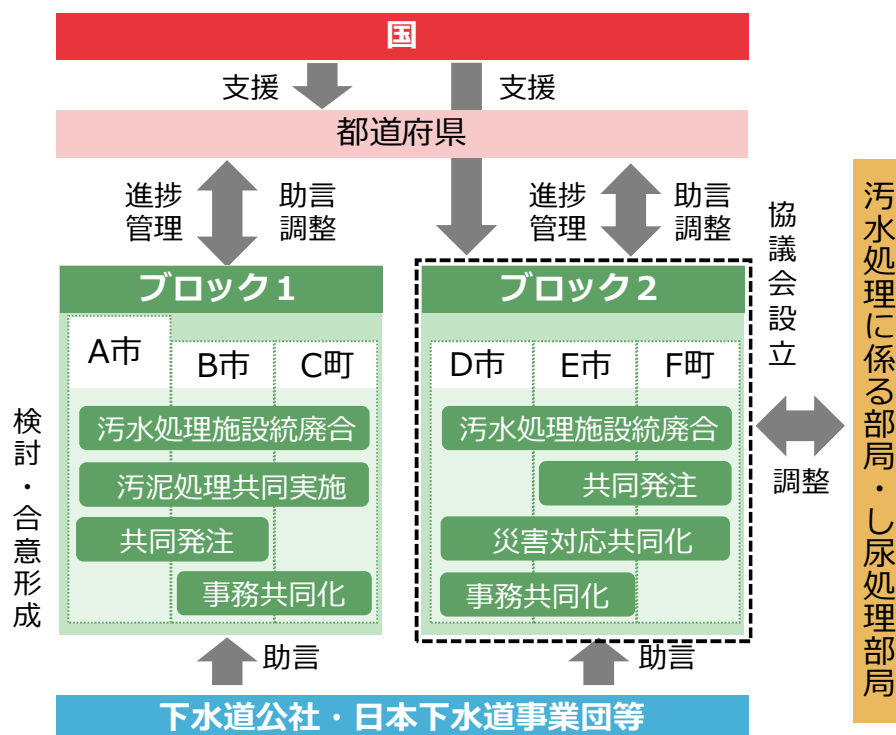


図 1-3 広域化・共同化計画の推進体制

1-6 関連計画との調整

広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、取組を進めるものとする。

なお、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図ることとする。

【解説】

広域化・共同化計画の推進にあたっては、以下の関連計画と調整しつつ、検討を進めるものとする。

- ・流域別下水道整備総合計画
- ・汚水処理施設整備構想
- ・下水道ストックマネジメント計画
- ・農業集落排水処理施設の最適整備構想、維持管理適正化計画
- ・漁業集落排水施設の機能保全計画
- ・生活排水処理基本計画
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・合理化事業計画
- ・バイオソリッド利活用基本計画
- ・経営戦略 等

特に汚水処理や汚泥処理の共同実施、施設の広域監視等のハード対策の実施にあたっては、各団体に個別に実施された対象施設の増設や改築更新等により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定められた処分制限が障害となることも想定される。そのため、広域的かつ中長期的な視点を持って各種検討を進める必要がある。

なお、広域化・共同化計画は都道府県構想における「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部であるため、「1-4 広域化・共同化計画の位置付け」に示したとおり、相互に見直しを行うものとする。

1-7 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進

下水道事業の脱炭素・資源循環の推進に際しては、広域化・共同化によりスケールメリットを確保し、取組推進に係るコスト低減、事業効果の最大化を図ることが有効である。

広域化・共同化の推進の際には、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用することで、より効率的な事業実施が期待できる。

また、ウォーターPPPを始めとする官民連携の推進と広域化・共同化の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されるため、双方ともに積極的に検討いただくことが望ましい。

【解説】

下水道分野では約 516 万 t-CO₂（2020 年度実績）の温室効果ガスが排出されている。その排出量は日本国内の排出量の約 1%を占めており、その削減が求められている。一方、下水汚泥が有する有機物の全エネルギーを熱量として換算した場合、下水処理場の年間電力消費量の約 1.6 倍にも相当する約 120 億 kWh になるなど、再生可能エネルギーとして脱炭素社会に貢献しうる高いポテンシャルも有していることから、その活用が求められている。

また、リンの年間需要量（約 30 万 t）のうち、約 2 割に相当する約 5 万 t が下水汚泥に含まれている。さらに、国内で生産・輸入される窒素の約 50%に相当する量が下水として流入するなど、下水道は持続可能な物質循環に対しても高いポテンシャルを有している。

以上のことから下水道分野における脱炭素・資源循環の推進は大きな社会的要請となっている。しかし、脱炭素・資源循環に係る取組の事業化に際しては、スケールメリット確保によるコスト低減が課題の一つとなっている。

広域化・共同化は、脱炭素・資源循環のスケールメリット確保に有効な手段である。そのため、広域化・共同化での事業化について、関係団体との合意形成を図り、コスト低減と事業効果の最大化を図ることが望ましい。

DX の導入についても、広域化・共同化の適用により、スケールメリットの確保、導入時に係る負担軽減、事業の効率化、導入効果の拡大が期待できることから、広域化・共同化・DX の一体的な推進の可能性について検討を行うことが望ましい。

また、官民連携については、令和 5 年度に新たな枠組みとしてウォーターPPP（※）が位置づけられ、下水道事業の持続性の向上に向けて、今後、多くの地方公共団体が導入を検討することが見込まれる。官民連携の推進と広域化・共同化の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されるため、双方ともに積極的に検討いただくことが望ましい。

※ コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の総称

1-8 広域化・共同化に係るマニュアルの体系

広域化・共同化に係るマニュアル体系は、本マニュアルと別途公表している「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月）の2編によるものとする。

【解説】

CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進に際しては、策定済の計画に定めた個別メニューの推進と合わせて、既計画の見直しにより、その取組を深化していくことが必要である。そのため、広域化・共同化に係るマニュアル体系は、本マニュアルと令和2年4月に公表済の「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」の2編とし、表1-3に示す場面での活用を想定している。

表 1-3 広域化・共同化に係るマニュアルの活用場面

マニュアル名	活用場面
広域化・共同化計画策定マニュアル （改訂版）（令和2年4月）	<ul style="list-style-type: none">・新規の個別メニューの立案、合意形成をする時・既計画の見直し検討を行う時
広域化・共同化計画実施マニュアル （令和6年4月）	<ul style="list-style-type: none">・計画の進捗管理をする時・見直した計画の変更手続きをする時・個別メニューの検討、事業化をする時

「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」は、計画策定に向けた検討、合意形成のプロセス等を解説したものであり、その目次構成は、以下のとおりである。

本マニュアルと「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」の2編を活用し、CAPDによる広域化・共同化の取組を推進する。

1	総論	1
1-1	広域化・共同化計画策定の目的	1
1-2	マニュアルの適用範囲	3
1-3	広域化・共同化計画の策定手順	4
1-4	広域化・共同化計画の策定体制	5
1-5	関連計画との調整	8
2	基礎調査	9
2-1	現状分析・将来予測と課題の整理	9
2-2	意向調査	15
3	広域化・共同化ブロック割の検討	19
3-1	各ブロックにおける検討課題の整理	19
3-2	各ブロックにおける検討課題の整理	22
4	広域化・共同化メニュー案の検討	23
4-1	各ブロックにおける広域化・共同化メニューの提案	23
4-2	広域化・共同化メニューとグループのマッチング検討	28
5	広域化・共同化メニューの効果検討	31
5-1	広域化・共同化による効果の考え方	31
5-2	総合的な評価	41
6	広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討	43
6-1	計画への位置づけに向けた各種検討	43
6-2	関係団体等との調整	45
6-3	広域化・共同化実現に向けたロードマップ	46
7	広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理	47
8	巻末資料	49
8-1	各種分析ツール及びマニュアル等	49
8-2	広域化・共同化シミュレーションの事例	50

出典：広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和2年4月）

1-9 事例集の活用

広域化・共同化計画推進にあたっては、本マニュアルの他、各省庁等が別途公表している広域化・共同化の事例集を活用し、関連する先行事例を把握した上で、関係者への先行事例の紹介やそれらを参考とした各種検討、合意形成等を進めて行くことが有効である。

【解説】

本マニュアルの公表と併せて、国土交通省では「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を改定し、公表している。「下水道事業における広域化・共同化の事例集」の改定は、本マニュアルと同様、CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進を念頭に、表 1-4、表 1-5 に示すとおり体系を再編している。

また、内閣府を始めとする各省庁や関係団体においても、広域化・共同化の事例集を表 1-6 のとおり作成している。

これらの事例集を活用し、事例集の中から関連する先行事例を把握した上で、関係者への先行事例の紹介やそれらの先行事例で適用している広域化・共同化の実施手法、費用負担の考え方等を参考とした個別メニューの具体的な検討、合意形成等を進めて行くことが有効である。

なお、表 1-4 に示した事例一覧表の内、②Action、③Plan の事例については、今後、参考となる事例を調査し、事例集として適宜追加する予定としている。

表 1-4 ①Plan～③Plan の事例一覧表

段階	①Plan		① Check	② Action	③ Plan
	連携形態形成	執行方法検討			
都道府県 主導	①北海道西天北地区4町村（広域連携の検討） ⑤宮城県吉田川流域（広域連携の検討）	③秋田県（汚泥の共同化） ⑧埼玉県（汚泥処理の共同化） ⑱長崎県（汚泥処理の共同化）	⑳愛知県 （進捗管理）		
大都市 主導	⑪石川中央都市圏域6町村（広域連携の検討） ⑰北九州都市圏域17市町（広域連携の検討）	⑳長崎市他（維持管理の共同化）			
中小都市 同士		⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・ 千早赤阪村（庁内事務の共同化） ㉑愛媛県砥部町、松山市（汚水処理の 共同化）			
第3者 機関	④秋田県・湯沢市他1町・JS （持続的事業運営の共同検討）				

表 1-5 ④Doの事例一覧表

広域的・共同化メニュー		④Do			
		都道府県主導	大都市主導	中小都市同士	第3者機関
ハード対策	汚水処理の共同実施	②東京都・八王子市 ②神奈川県・小田原市	②北海道旭川市ほか5町	⑭石川県白山市ほか3市町 ⑭岡山県津山市・美咲町・鏡野町 ⑮岡山市矢掛町・笠岡市 ⑯愛媛県松山市・砥部町	
	汚泥処理の共同実施	③秋田県 ⑧埼玉県、県内単独公共下水道実施市町		⑳石川県津幡町他2町	
ソフト対策	施設の広域監視		⑥山形県新庄市ほか5町 ⑱長崎県長崎市ほか4市町		
	計画・調査委託の共同発注		⑮愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	⑫奈良県生駒郡3町、JS
	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注		⑥山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村		
	維持管理業務の共同発注	③ 秋田県	⑥山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村 ⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	⑰長崎県波佐見町、東彼杵町	⑩長野県下水道公社
	災害時対応の共同化	⑦栃木県・栃木県内市町 ⑨東京都（区部）及び区もしくは東京都（流域）及び市町村		⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	
	庁内事務の共同化		㉗奈良県橿原市・大和高田市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	

表 1-6 広域化・共同化の事例集

事業	作成	事例集の名称
全般	内閣府	広域化・共同化等に係る先進・優良事例集 (https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/koukyou/03_kouikika/index.html)
	総務省	公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html)
水道事業	厚生労働省	令和2年度水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査一式（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）に関する報告書 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00009.html)
	水道協会	広域化及び公民連携情報プラットフォーム (https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/wide/wide_case/wide_kyoukaichousa/)
下水道事業	国土交通省	下水道事業における広域化・共同化の事例集 (https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html)
農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用） (https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_nouson/syuhai/jirei.html)

1-10 本マニュアル活用にあたっての留意事項

本マニュアルは、広域化・共同化計画の実施編として、検討・合意形成・事業化等を進める上で関連する法令、通知等を掲載している。本マニュアルの掲載内容は令和6年4月時点のものであることから、適宜、法令の改正等により規定内容の変更の有無を確認すること。

【解説】

本マニュアルは、広域化・共同化計画の実施編として、広域化・共同化の推進に取り組む関係者の参考資料としている。そのため、検討・合意形成・事業化等を進める上で関連する法令、通知等を掲載している。これら本マニュアルの掲載内容は令和6年4月時点のものであることから、適宜、法令、通知等の改正による規定内容の変更の有無を確認し、最新の規定内容に基づき検討を進めることが必要である。

2 計画の進捗管理

2-1 計画の策定状況

令和4年度末に全ての都道府県において、広域化・共同化計画が策定・公表されている。ハード対策では約2,000施設が廃止予定となっており、ソフト対策では約780メニューが計画されている。

【解説】

令和4年度末の計画公表時点においては、ハード対策による汚水処理施設の廃止数は約2,000施設となっており、汚泥処理の共同化は約120メニューが予定されている。ソフト対策は、大別して「体制」、「事務」、「管理」、「その他」に分類すると、約780メニューが計画されている。

「体制」については、事業統合まで計画に位置づけている都道府県はなかったが、執行体制の共同化について検討しているものが1件であった。「事務」については、台帳の共同化や災害対応の協定など多岐にわたっている。「管理」については、計194件と全体の約25%を占めている。

表 2-1 ハード対策の計画メニュー数

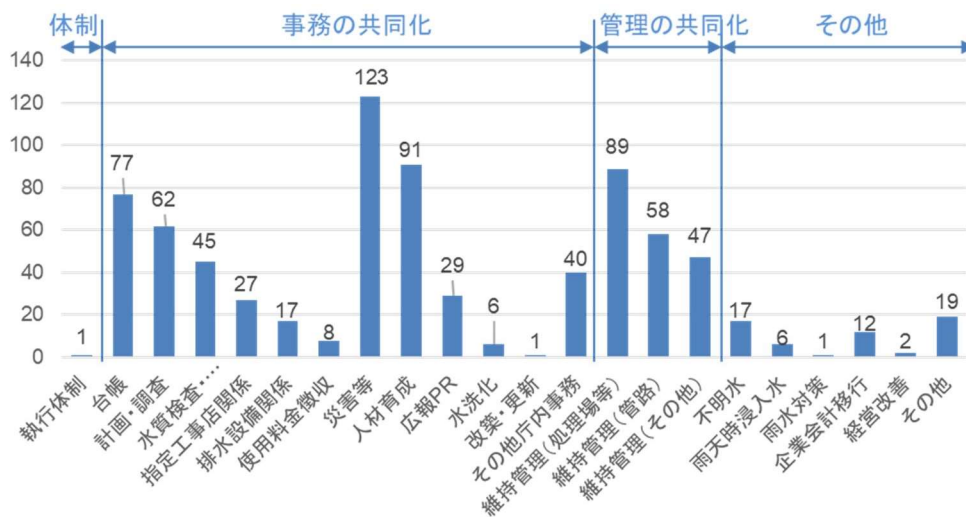
施設の分類	廃止予定施設数	現有施設数 (R3末)
下水道	250	2,132
集落排水 (農集+漁集)	1,662	5,208
その他 (コミプラなど)	122	230
合計	2,034	7,570

共同化等の事業の分類	案件数
汚泥処理共同化	122
し尿処理受入	160

出典：第8回 広域化・共同化検討分科会 資料4より

表 2-2 ソフト対策の計画メニュー数

種別	内容	案件数
体制の共同化	執行体制	1
事務の共同化	台帳	77
	計画・調査	62
	水質検査・ 特定事業場排水指導	45
	指定工事店関係	27
	排水設備関係	17
	使用料金徴収	8
	災害等	123
	人材育成	91
	広報PR	29
	水洗化	6
	改築・更新	1
	その他庁内事務	40
	管理の共同化	維持管理（処理場等）
維持管理（管路）		58
維持管理（その他）		47
その他	不明水	17
	雨天時浸入水	6
	雨水対策	1
	企業会計移行	12
	経営改善	2
	その他	19
合計		778



出典：第8回 広域化・共同化検討分科会 資料4より

図 2-1 ソフト対策の計画メニュー数

2-2 進捗管理の必要性和目的

広域化・共同化の個別メニューの実施にあたっては、多様な関係者との協議・調整が必要になる場合や、長期の計画期間となる場合がある。都道府県においては、市町村と協力して、広域化・共同化計画に基づく各種取組について、計画の進捗状況の把握を行うものとする。

【解説】

ハード対策メニューには、他部署所管施設の統廃合や市町村界を跨ぐ統廃合等が計画されていることから、多様な関係者との協議・調整が必要になる場合がある。また、処理場規模の大きな施設同士の統廃合を行う場合には、統廃合にかかる接続管渠の整備や、水処理施設の増設等により長期の計画期間となる場合がある。ソフト対策メニューにおいても、都道府県内全ての市町村が参加するものもあり、様々な関係者との協議・調整が必要となる場合がある。

都道府県においては、市町村と協力して、広域化・共同化計画に基づく各種取組について、以下に示すような視点で個別メニューの進捗状況の把握を行うものとする。

表 2-3 進捗管理の視点（例）

視点の区分	進捗管理の視点（例）
計画全体の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な施策目標を示されたメニューの進捗状況 個別メニューの内、検討を開始、事業を開始した施策等の進捗状況の割合
取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 個別メニューごとの参加市町村・団体数 取組主体の組織、体制 目的や期待される効果の共有 (個別メニューの目的や期待される効果が参加者に相互に共有され、同意のうえで取り組んでいるか) 取組に対する醸成
個別メニューの状況	<ul style="list-style-type: none"> 個別メニューの進捗状況 ※（合意形成が終わった、事業着手したもの、事業開始したもの） ※（汚水処理施設の統廃合、デジタル化、PPP） 各メニューで事業化を断念したメニュー数、その理由 当該年度の状況と前年度からの進捗度合い 事業実施までの見通し、ロードマップの共有 ストックマネジメント計画等の関連計画との整合性の確認
新たな個別メニューの状況	<ul style="list-style-type: none"> 現計画に記載がなく新たに追加されたメニューの有無
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者、住民など様々な関係者への周知 関連する法令の遵守

2-3 進捗管理の方法

広域化・共同化計画の進捗管理にあたっては、「広域化・共同化計画進捗管理表」を活用し、年度ごとに個別メニューの進捗状況を把握するとともに進捗状況について公表することが望ましい。

【解説】

国交省では、計画に定められたメニューの個別進捗状況の把握や各都道府県全体の進捗度合いの確認等の進捗管理を目的とした「広域化・共同化計画進捗管理表」を作成している。

「広域化・共同化計画進捗管理表」は、当該年度分のメニュー別の取組状況を入力するフォーマット（図 2-2 参照）と、進捗管理指標を含む広域化・共同化計画メニュー全体の進捗が管理可能なフォーマット（図 2-3 参照）の2つを用いて管理する。

進捗管理指標を含む広域化・共同化計画メニュー全体の進捗管理表は、表 2-4 に示すメニューの進捗評価基準（案）に基づき、共通化されるプロセス（検討開始・合意形成・事業着手・事業開始）を用いて、経年的な進捗状況を管理・評価する。

本マニュアルの参考資料として「広域化・共同化計画進捗管理表の使用方法」を添付しているため、適宜参照されたい。

なお、「広域化・共同化計画進捗管理表」は進捗を管理する上で最低限度を示したものであり、都道府県独自で必要に応じて新たな項目を設けることを妨げるものではない。

表 2-4 広域化・共同化計画進捗管理表の進捗評価基準（案）

メニューの進捗評価	進捗状況	内容
D	検討開始	ハード対策:基礎調査、可能性調査、事業スキームの検討 ソフト対策:業務内容、活動内容、システム仕様等の検討
C	合意形成	ハード対策:合意形成、地方自治法等法律上の手続き、事業計画の変更 ソフト対策:合意形成、地方自治法等法律上の手続き、庁内事務手続き
B	事業着手	ハード対策:予算要望、基本設計、実施設計、施設建設開始 ソフト対策:維持管理業務の共同発注手続き、システム構築手続き
A	事業開始	ハード対策:統廃合完了、供用開始 ソフト対策:維持管理業務の共同発注、事務の共同化開始

都道府県	北海道
年度	R5
現行計画公表年度	R5
統廃合計画地区数	9
統廃合完了地区数	8
連携メニュー数	16
未着手	3
事業中	9
完了	4

- : 選択箇所
- : 昨年度実績の入力箇所
- : 手入力の入力箇所
- : 入力の必要のない箇所

分類	a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村・団体等	c.実施主体	d.取組時期			e.メニューの進捗評価 R5	f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし 該当するものを選択	g.デジタル化の推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	h.PPP/PFIの推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	i.R5に実施した取組 取組を中止した理由	j.来年度の取組予定
					短期（～5年間） (R5～R9)	中期（～10年間） (R10～R14)	長期（～30年間） (R15～R34)						
ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	可能性調査	○				
	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	地方自治法手続き	△	1			
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	施設建設	×	1			
	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置 (PPP/PFI)	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施	供用開始					
計画メニュー ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (施設)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手			1		
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化 (処理場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討			1		
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討					
	台帳システムの共同化	設備台帳 (処理施設、ポンプ場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		システム仕様等の検討					
	台帳システムの共同化	施設台帳 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
	人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施			活動内容の検討					
	下水道PR・広報活動の共同化	PRイベントの開催、 下水道の接続促進・啓発活動	〇〇〇、×××	×××	PR活動の継続、流域下水道に よる年1回の下水道展など	接続促進業務の 共同委託		合意形成					
	災害時対応の共同化	BCPの策定	〇〇〇、×××	×××	広域BCPの策定、 共有資器材リストの作成及び 共同購入			業務開始					
	災害時対応の共同化	災害時合同訓練の実施	〇〇〇、×××	×××	BCPに基づいた合同訓練の 開催			業務開始					
	庁内事務の共同化	排水設備指定工事業者 の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務開始					
	計画・調査委託の共同発注	責任技術者の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務発注手続き					
デジタル化の推進に関わる計画メニュー数										2			
PPP/PFIの推進に関わる計画メニュー数											2		

図 2-2 進捗管理表の使用イメージ（入力シート）

分類	a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村 団体等	c.実施主体	d.取組時期			f.取組時期に対する進捗状況 ○予定通り、△予定未達、×進捗なし	f.デジタル化の推進に関 わる取組に該当	g.PPP/PFIの推進に関 わる取組に該当	h.メニューの進捗評価					i.当該年度(R5)に実 施した取組	j.来年度の取組予定
					短期 (~5年間)	中期 (~10年間)	長期 (~30年間)				短期						
					(R5~R9)	(R10~R14)	(R15~R34)				R5	R6	R7	R8	R9		
ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	○									
	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	△	1								
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	×	1								
	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置 (PPP/PFI手法)	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施										
ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (管業)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (施設)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		1									
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(処理場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		1									
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(管業)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	台帳システムの共同化	設備台帳(処理施設、ポンプ場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	台帳システムの共同化	施設台帳 (管業)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施												
	(1)	検討開始率 (メニューの進捗評価のうちD以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										31%	0%	0%	0%	0%	
(2)	合意形成率 (メニューの進捗評価のうちC以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										13%	0%	0%	0%	0%		
(3)	事業着手率 (メニューの進捗評価のうちB以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										13%	0%	0%	0%	0%		
(4)	事業開始率 (メニューの進捗評価のうちA以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										25%	0%	0%	0%	0%		
(5)	汚水処理施設の統廃合完了地区数 (過年度合計)																
(5)	汚水処理施設の統廃合計画地区数																
(5)	汚水処理施設の統廃合進捗										0%	0%	0%	0%	0%		
(6)	デジタル化の推進に関わる取組メニュー数 (過年度実績)																
(7)	PPP/PFIの推進に関わる取組数 (過年度実績)																
(8)	事業化中止数 (過年度実績)										0	0	0	0	0		
(9)	メニュー数 (過年度実績)										16	0	0	0	0		

図 2-3 進捗管理表の使用イメージ (出カシート)

2-4 経営改善効果の測定

広域化・共同化計画に基づくハード対策を実施することにより、管理すべき汚水処理施設の減少による維持管理費の低減効果等が期待される。また、ソフト対策を実施することにより、執行体制が強化され、職員負担の低減効果が期待されるため、個別メニューの効果の把握に努めること。

【解説】

広域化・共同化計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進することを目的としている。

広域化・共同化計画策定時点においては、「長期的収支見通しの推計モデル（Model G）」を用いて、各種取組を実施した場合の経営改善効果を試算しているが、広域化・共同化計画に基づく各種取組実行前後の定量的な経営改善効果を測定することで、次回見直し以降の関係者間の協議・調整、住民説明の機会において、関係者間の理解を得られやすくなるものと考えられる。

経営改善効果の測定方法としては、広域化・共同化に基づく各種個別メニュー取組内容に応じて取組成果の発現が見込まれる期間を設定し、取組実施前後の汚水処理費、経費回収率等を比較するなどの方法が考えられる。なお、取組内容によっては経費回収率等の指標に現れにくいものもあることから、取組に携わる関係者へのヒアリング等による定性的な効果測定も有効である。

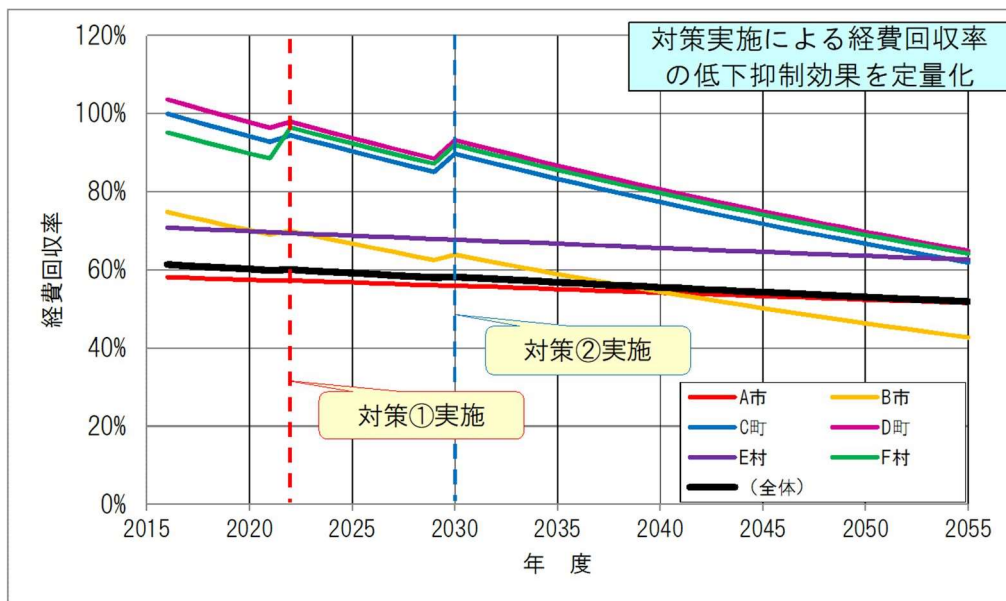


図 2-4 モデルGによる計画実施前と実施後の経費回収率の推移（イメージ）

3 計画の変更

3-1 計画変更の考え方

広域化・共同化計画の見直しは、上位計画である都道府県構想にならい、5年に1回の定期的な点検を基本とする。定期的な点検に加え、多くの住民の利害に影響が生じうる新たな個別メニューの立案や取り止め等の変更があった場合には、随時、計画の見直しを行うものとする。

【解説】

広域化・共同化計画の上位計画である都道府県構想は、「5年に1回の定期的な点検を基本とすること」「社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等があった場合には必要に応じて見直しを行うこと」という2つの考え方が示されている。

(2) 点検・見直し（都道府県）

定期的な点検を行う期間は、5年に1回を基本とする。点検内容は、都道府県構想の進捗状況、都道府県構想策定（または見直し）時の将来人口の想定値及び実績等を確認し、差異が生じた場合には、都道府県構想の見直しを速やかに行うものとする。

また、都道府県は、都道府県構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等があった場合、必要に応じて都道府県構想の見直しを行うものとするが、都道府県構想の見直し時期に関わらず、市町村は、地域の社会情勢の変化等に応じ、随時、適切に市町村の汚水処理の構想の見直しを行うことが必要である。そのため、都道府県は、市町村が汚水処理の構想の見直しを行うための点検方法や点検時期、見直しを行う判断基準等の考え方を都道府県構想策定時に示す必要がある。

出典：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(平成26年1月、国土交通省、農林水産省、環境省)

広域化・共同化計画は、都道府県構想と同様の考え方に従い、5年に1回の定期的な点検を基本とし、見直しの内容やその理由等を記載した変更後の広域化・共同化計画（以下、「変更計画」という。）の公表を行うものとする。計画の見直しに際しては、新規に立案した個別メニューを漏れなく計画に位置付ける他、当初計画からの事業化のスケジュールや構成団体等の見直しや取り止めが生じた事項について、理由等も含め記載を行うものとする。

5年に1回の定期的な点検の他、多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や中止等の変更があった場合には必要に応じて随時、計画の見直しを行い、変更計画の公表を通じて影響が生じる関係機関や住民等に広く周知を行うものとする。

3-2 定期的な見直し

広域化・共同化計画は、5年に1回の定期的な点検を基本として、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の状況や計画に定めのない新規の個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。

【解説】

広域化・共同化計画は、5年に1回の定期的な点検を基本として、その内容の見直しを実施する。見直しに際しては、前回の計画策定時以降に生じた社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等、広域化・共同化計画の推進に関連した事項を整理した上で、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化や内容の変更、取り止めの状況、新たな個別メニューの立案の有無等を把握し、計画内容の見直しを行うものとする。

計画に記載する個別メニューについては、関連する団体間の合意形成が必要になることから、団体間の継続的な検討、意見交換が重要となる。新規の個別メニューの立案、合意形成については、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を参考とする他、計画の進捗管理の運用枠組みを利用し、一体的に取り組むことも有効である。これらの取組を通じて計画に定める取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の取組を深化させることが望ましい。

3-3 随時の見直し

多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メニューの立案や、計画に位置付けた個別メニューの変更、取り止め等があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

【解説】

次回の定期的な見直しまでの期間中、新たな個別メニューの立案や、計画に定めた個別メニューの変更、取り止めが生じることがある。このような状況が発生した場合には、表 3-1 に示す考え方により各都道府県が運用する進捗管理表にその内容を反映すると共に、必要に応じて計画内容の見直しを行い、変更計画を策定する。

表 3-1 計画の随時の見直しの考え方

個別メニューの状況	随時の見直し考え方
新たな個別メニューを立案した場合	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな個別メニューを立案し、事業化を図る場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に追記すること・ 新たな個別メニューの事業化により多くの住民の利害に影響が生じる場合には、広域化・共同化計画の見直しを行い、当該メニューを変更計画に定めること・ 上記に該当しないと判断される場合には、次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューを追記すること
計画に記載した個別メニューの変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 計画に定めた個別メニューのスケジュール等について変更が生じた場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に変更内容を反映させること・ 次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューの変更内容を反映させること
計画に記載した個別メニューの取り止めが生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 計画に定めた個別メニューの取り止めが生じた場合、速やかに進捗管理表に取り止めとなった旨を記載すること・ 次回の広域化・共同化計画変更時に当該メニューが取り止めとなったこと、取り止めとなった理由を記載すること

3-4 変更計画の公表

広域化・共同化計画の見直しにより変更計画を策定した際には、ホームページ等を通じて変更計画を公表し、住民や関係機関等に広く周知を行うものとする。

【解説】

広域化・共同化計画に定めた個別メニューの事業化は、多くの住民や関係機関等の利害に影響を及ぼすことも想定される。そのため、変更計画を策定した際には、速やかにホームページ等を通じて変更計画を公表し、住民や関係機関等に広く周知を行うものとする。

変更計画の公表までのプロセスについては、令和4年度までに策定した当初計画策定時のプロセスを参考として各都道府県が定めるものとする。変更計画の公表に際しては、変更計画（案）の段階でのパブリックコメントの実施や有識者会議等への諮問についても各都道府県が必要性の検討を行うことが望ましい。

4 個別メニューの推進

4-1 広域化・共同化を実施する手法

a) 広域化・共同化を実施するための準拠法令

汚水処理事業の広域化・共同化を実施するために準拠が必要となる法令を図 4-1 に示す。事務の委託、一部事務組合等、地方自治法に準拠して実施する方法、下水道法に準拠して流域下水道事業として広域化・共同化を実施する方法、民法に準拠して民事上の委託契約として行う方法がある。なお、上記の法令に準拠せず任意の協議会などを設立し、広域化・共同化計画の進捗管理や個別メニューの事業化に向けた検討・合意形成を行うことも可能である。

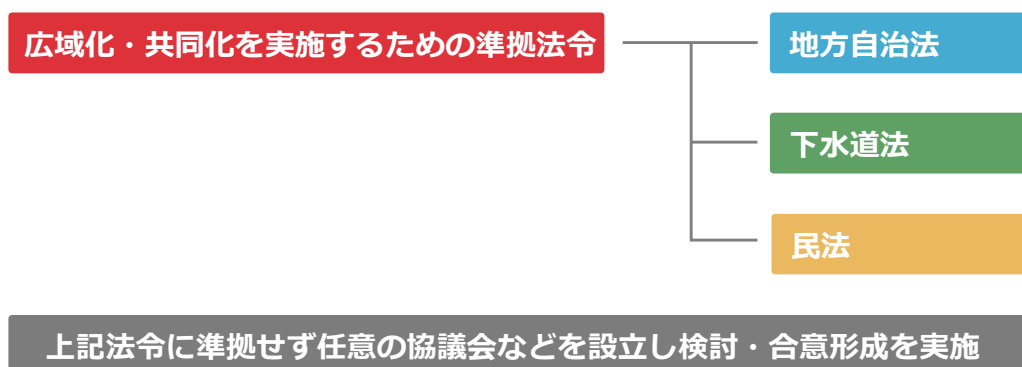
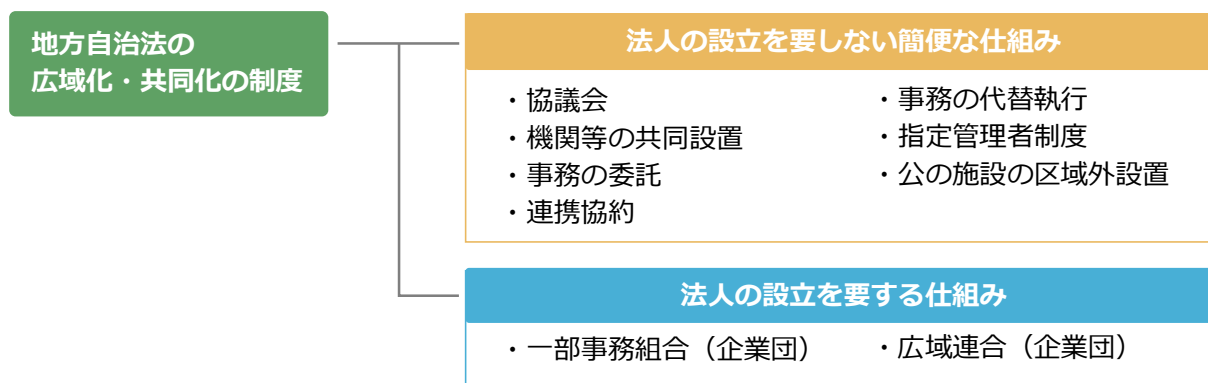


図 4-1 広域化・共同化の各種個別メニューを実施するための準拠法令

b) 地方自治法に基づく広域化・共同化の制度

地方自治法の広域化・共同化の制度については、新たな法人の設立の有無により図 4-2 のとおり大きく 2 つに区分けされる。法人の設立を要しない簡便な仕組みには、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、連携協約、事務の代替執行、指定管理者制度、公の施設の区域外設置がある。また、法人の設立を要する仕組みには、一部事務組合及び広域連合（地方公営企業法の適用を受けた場合には企業団）がある。



法人設立	制度名	議会の議決	総務大臣等の許可	委託側の委託事務に関する責任及び権限	費用等の負担
要しない	協議会	要	不要	—	構成団体
	機関等の共同設置	要	不要	—	構成団体
	事務の委託	要	不要	受託団体へ移譲	委託団体
	連携協約	要	不要	—	—
	事務の代替執行	要	不要	—	代替執行を求める団体
	指定管理者制度	要	不要	協定書等での規定による	協定書等での規定による
	公の施設の区域外設置	要	不要	—	協議による
要する	一部事務組合	要	要	組合へ移譲	構成団体又は一部事務組合
	広域連合	要	要	広域連合へ移譲	構成団体又は広域連合

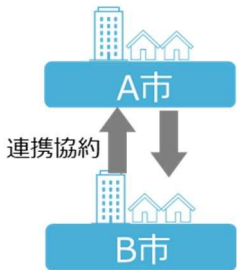

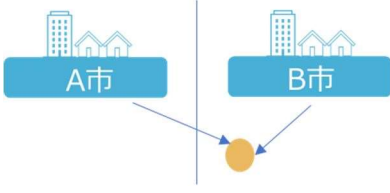
図 4-2 地方自治法に基づく広域化・共同化制度の体系

1) 法人の設立を要しない簡便な仕組み

地方自治法に基づく広域化・共同化制度の内、法人の設立を要しない簡便な仕組みの概要を表4-1に示す。法人の設立を要しないことから、法人の設立を要する一部事務組合や広域連合と比較し、総務大臣又は都道府県知事の許可が不要となっている。

表 4-1 法人の設立を要しない広域化・共同化制度の方法の概要

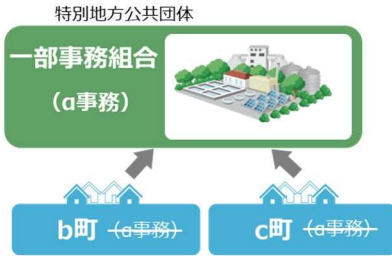

名称	特徴	スキーム図
協議会	<p>(第 252 条-2-2～第 252 条-6-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織で、法人格を有せず、協議会固有の財産は有さない。 職員は構成地方公共団体からの派遣で、必要な経費も各構成団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。 「管理執行協議会」、「連絡調整協議会」、「計画策定協議会」の3種類がある。 	<p>協議会</p> <p>A市 B市 C町</p>
機関等の共同設置	<p>(第 252 条-7～第 252 条-13)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体間の協議により定められる規約で共同して設置する制度。 共同設置した機関はそれぞれの団体の機関と位置付けられ、管理執行に係る法令や条例等はそれぞれの団体のものが適用される。 共同設置する機関等が管理又は執行したことの効果は、関係地方公共団体が自ら行ったことと同様にそれぞれの団体に帰属する。 	<p>機関等</p> <p>A市B町C村 [α委員会]</p> <p>A市 [α委員会] B町 [α委員会]</p> <p>C村 [α委員会]</p>
事務の委託	<p>(第 252 条-14～第 252 条-16)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の地方公共団体に委託する制度であり、協議により規約を定め、事務を委託する。 受託側は一定の委託収入のもと、対象事務に関する全ての責任を負う。 委託は必ず「1 団体」対「1 団体」で成立。 	<p>A県 事務X</p> <p>A市 事務X</p>
事務の代替執行	<p>(第 252 条-16-2～第 252 条-16-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。 代替執行を求めた側の責任及び権限は残る。 地方公共団体が他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果を生ずる。 当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理及び執行する権限の移動も伴わない。 	<p>A県 事務X 代行</p> <p>A市 事務X 依頼</p>

名称	特徴	スキーム図
連携協約	<p>(第 252 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。 ● 連携協約を締結した地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。 ● 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。 	
指定管理者制度	<p>(第 244 条-2-3~11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が指定する法人又は、その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度。 ● 公の施設の管理を指定管理者にどこまでさせるか、条例等で定める。 ● 指定管理者は、条例で定める範囲内で利用者からの料金を自らの収入として収受できる。 	
公の施設の区域外設置	<p>(第 244 条-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該地方公共団体の区域外に公の施設を設置することが当該地方公共団体にとっても、またその設置されようとする区域の地方公共団体にとっても共に利益になる場合、協議により公の施設を設けることができる制度。 ● 当該公の施設が設置されようとする区域の地方公共団体の住民との間に使用関係を生ずる場合にのみ協議を要する。 ● 施設の管理は、法第 252 条の 14 に基づき事務の委託を行うことが考えられる。 	

2) 法人の設立を要する仕組み

地方自治法に基づく広域化・共同化制度の内、法人の設立を要する方法の概要を表 4-2 に示す。事業執行体制の強化やスケールメリット創出によるコスト縮減等を目的とした複数団体の事業統合等を行う際などに適用する手法である。

表 4-2 法人の設立を要する広域化・共同化制度の方法の概要

名称	特徴	スキーム図
一部事務組合	<p>(第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ● 共同処理する事務は、構成団体の権限から除外。 ● 財産の保有や職員の採用が可能。 	
広域連合	<p>(第 284 条、第 291 条-2～第 293 条-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するもの、又は数都道府県にわたるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ● 国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受ける事ができる。 	

c) 下水道法に基づく広域化・共同化の手法

1) 流域下水道

現行下水道法は昭和 33 年に制定されたが、制定当時における下水道法の目的は、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上（当時は、宅地及び地域から下水を排除する）に寄与する」ことであったため、都道府県の役割ではなく、市町村の役割であることを前提として下水道法の骨格が定められた。

その後、公害関係法の整備の一環として、河川等の流域単位に基づき、市町村の行政区域を越えた広域的な観点から下水道計画を立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになった。そのため、昭和 45 年に改正された下水道法の目的には、「公共用水域の水質の保全に寄与すること」が加えられ、流域下水道の制度が創設された。これにより、都道府県の広域事務として、下水道事業の一部（2 以上の市町村の区域から発生する汚水を流下させる幹線管渠と処理場の整備）が位置付けられることとなった。

さらには、市街化の進展や集中豪雨の頻発などを受け、都道府県が事業主体となり、複数市町村にまたがる区域を対象に一体的かつ効率的に浸水対策を行う必要性が生じていたため、平成 17 年の下水道法改正により、2 以上の市町村の区域における雨水（終末処理場を有する公共下水道より排除される雨水に限る。）のみを排除する下水道を「雨水流域下水道」として位置づけ、これを整備することが可能となった。

下水道法抜粋

(用語の定義)

第二条

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

(管理)

第二十五条の十 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

2) 下水道協議会制度

平成 27 年 7 月に施行された改正下水道法第 31 条の 4 において、複数の下水道管理者同士が広域的な連携を図るきっかけ作りの協議の場として「下水道協議会制度」が創設された。地方自治法の協議会制度と異なり、議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、下水道事業団、下水道公社等の参画も可能であり、連携の方向性や役割分担についての具体的な方策を協議する場として簡便な制度である。

下水道協議会で広域的な連携の方策や方向性を定めたのちに、地方自治法に基づく広域化・共同化の手法等を活用し、個別メニューの事業化を図ることが考えられる。

下水道法抜粋

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 関係地方公共団体
 - 二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者
 - 三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

令和 4 年度末時点での下水道協議会の設置状況と設置目的を表 4-3 に示す。現在、7 つの協議会が設置されている。

表 4-3 下水道協議会の設置状況と設置目的

年月	協議会の名称	構成員	設置時の目的
平成 28 年 8 月	南河内 4 市町村 下水道事務広域化 協議会	大阪府富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、 国土交通省近畿地方整備局、大阪府、 日本下水道事業団（アドバイザー）	管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討
平成 28 年 11 月	下水道事業 推進協議会	埼玉県、県内全 56 市町村、(公財)埼玉県下水道公社	共通する課題を広域的に取り組む場 ・ 経営管理 ・ 災害時対応への取組 ・ 市町村事業支援
平成 29 年 3 月	ながさき下水道等 連携協議会	長崎県、県内 19 市町	県及び市町等が連携して、下水道事業が直面する諸課題に関し、共 通の認識を持って対応方法の研究や検討 ・ 維持管理業務の一括発注 ・ ICT の活用等による集中管理 ・ 下水汚泥の共同処理等
平成 29 年 8 月	兵庫県 生活排水処理事業連 絡協議会	兵庫県、県内全 41 市町、1 事務組合、 国土交通省近畿地方整備局、 日本下水道事業団等の支援団体（オブザーバー）	施設の共同化・統廃合等について検討する場 ・ 同一市町内での施設統廃合の更なる促進 ・ 市町を跨る施設の共同化・統廃合 ・ 広域化・共同化（維持管理・事務） ・ 技術支援方策の活用及び拡充 ・ 効率化に向けた啓発、情報提供など
令和元年 5 月	秋田県 生活排水処理事業 連絡協議会	秋田県、県内全 25 市町村、7 事務組合	生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進 ・ 生活排水処理構想の見直し ・ 広域化・共同化計画の策定及び関連施策の検討及び調整 ・ 汚泥の広域処理及び利活用に関する検討及び調整 等
令和 2 年 6 月	香川県汚水処理事業 効率化協議会	香川県、県内 17 市町、3 事務組合	汚水処理の事業運営の効率化のための協働事業の計画立案及び事業 の円滑な推進 ・ 処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等 ・ ポンプ施設の維持管理運営共同化等
令和 4 年 4 月	逗子市・葉山町 汚水処理の広域化・ 共同化可能性 検討協議会	神奈川県逗子市、神奈川県葉山町	汚水処理施設の統廃合について検討する場 ・ 汚水処理施設の統廃合施設計画 ・ 効果と実現可能性検討・合意形成 等

d) 民法に基づく広域化・共同化の手法

各種計画検討、設計・工事、維持管理等の外部委託の発注・契約業務について、民法に準拠した「民事上の委託契約」により複数市町村における発注業務を一市町村に集約して実施することが可能とされている。

この点に関し、過去の東京地方裁判所による判決では「地方公共団体が土木建設工事等の事実行為の執行を他の普通地方公共団体に委託する場合は、地方自治法第 252 条の 14 に規定する委託（事務委託）の手続きを取らず、私法上の契約を締結する方法によって行うことができる」とされている。

委託発注について、A 市と B 市・C 町・D 村市町村間で協定を締結し、それを民事上の委託契約と解釈、A 市が 4 市町村分一括で発注業務を行うものである。4 市町村で締結する協定は、あくまで民事上の委託契約であることから、議会の議決を伴わないものとされている。

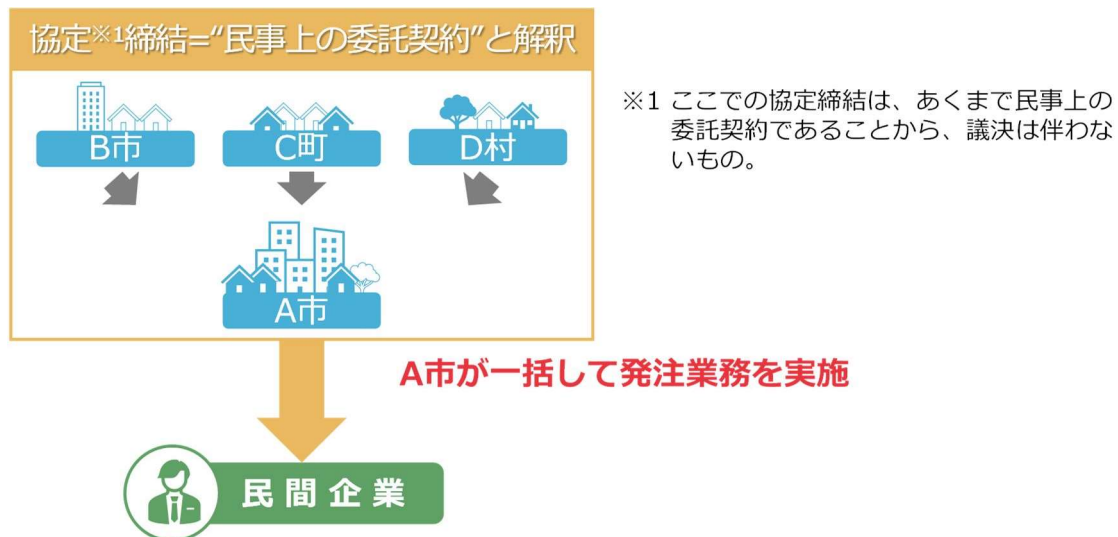


図 4-3 民事上の委託契約の概要

e) その他の手法

地方自治法、下水道法、民法に拠らないその他の手法として任意の協議会などを設立し、進捗管理や新たな個別メニューの立案に向けた検討、合意形成を行うことも想定される。

4-2 各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度

汚水処理事業の広域化・共同化の各種個別メニューの事業化において、主に適用されている制度を表 4-4 に示す。

表 4-4 広域化・共同化の各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度

個別メニュー		主な制度
事業統合 経営の一体化	新たに事業を担う法人を設立し、その法人が構成団体の事業を運営	一部事務組合 広域連合
施設整備を伴う 広域化・共同化	汚水処理の共同実施	協議会（地方自治法） 事務の委託 公の施設の区域外設置 指定管理者 一部事務組合 広域連合
	汚泥処理の共同実施	
	施設の広域監視	
委託業務等の 共同発注	各種計画策定業務	協議会（地方自治法） 事務の委託 民事上の委託 指定管理者
	処理場・ポンプ場等の維持管理業務	
	管路維持管理業務	
	水質分析業務	
	台帳システム整備・保守業務	
	企業会計移行業務	
	薬品、資機材等の購入	
地方公共団体の 業務の共同実施	人材育成の共同化	協議会（地方自治法） 事務の委託 民事上の委託
	災害対応の共同化	
広域化・共同化のための調査・検討体制の構築		協議会（地方自治法） 協議会（下水道法） 協議会（任意）


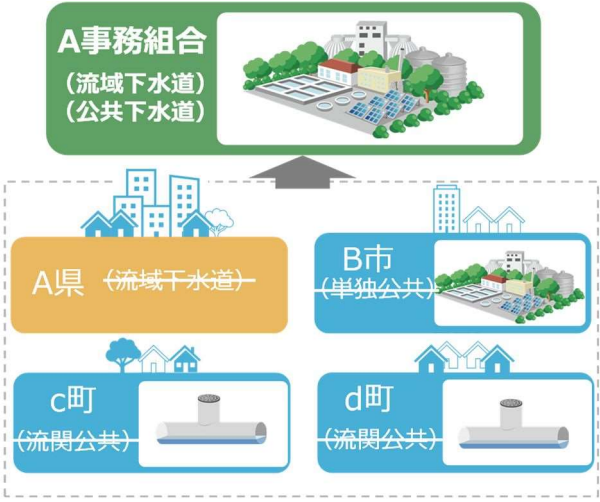
4-3 事業統合・経営の一体化

【事業統合・経営の一体化の方法】

下水道事業の事業統合・経営の一体化（以下、事業統合等）は、複数の下水道事業を1つの事業に統合し運営を行うものである。事業主体と事業計画が1つに統合された形態を事業統合、事業主体は同一だが事業計画が複数存在する場合には経営の一体化としている。

事業統合等による事業執行体制の集約化を図ることで、技術職員の不足等の課題を抱える団体の体制補完を図ると共に、スケールメリットの確保、事務・事業の集約化による事業運営の効率化を図るものである。下水道事業における事業統合等は、主に表4-5に示す2つのケースでの実施が想定される。

表 4-5 事業統合等の2つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース1	<p><u>市町村同士の事業統合等</u></p> <p>市町村同士で一部事務組合等を設立し、一部事務組合等が1つの公共下水道として運営する。</p>	 <p>このスキーム図は、上部に緑色のボックスで「A事務組合 (公共下水道)」と表示され、その下に3つの青いボックスで「B市 (小規模市町村) (公共下水道)」、「C町 (小規模市町村) (公共下水道)」、「D町 (小規模市町村) (公共下水道)」が並んでいます。矢印は各下のボックスから上のA事務組合へと向かっています。</p>
ケース2	<p><u>都道府県と市町村の事業統合等</u></p> <p>都道府県と市町村が一部事務組合等を設立し、一部事務組合等が流域下水道と公共下水道を運営する。</p>	 <p>このスキーム図は、上部に緑色のボックスで「A事務組合 (流域下水道) (公共下水道)」と表示され、その下に4つのボックスが配置されています。左側にはオレンジ色の「A県 (流域下水道)」と青い「B市 (単独公共)」があり、右側には青い「C町 (流開公共)」と「D町 (流開公共)」があります。A県とB市は一つの大きな青い枠で囲まれており、C町とD町は別の青い枠で囲まれています。矢印は各下のボックスから上のA事務組合へと向かっています。</p>

【参考事例】

事業統合等の一体化の参考事例を表 4-6 に示す。ケース 1 については、公共下水道の事業着手に際して、市町村同士で一部事務組合を設立し、一部事務組合で公共下水道事業を実施している事例がある。しかし、広域化・共同化計画に基づき、それぞれの事業が供用開始済の状態では事業統合等をした事例はない状況である。また、ケース 2 に関しては、水道事業では既に 3 事例あるが、下水道事業では事例がない状況である。

表 4-6 事業統合等の参考事例

区分	方法	参考事例
ケース 1	公共下水道の事業着手に際し、市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立し、組合等で公共下水道事業を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 ・双葉地方広域市町村圏組合 ・取手地方広域下水道組合 ・日立・高萩広域下水道組合 ・ひたちなか・東海広域事務組合 ・坂戸、鶴ヶ島下水道組合 ・毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・中新川広域行政事務組合 ・五領川公共下水道事務組合 ・川西保健衛生施設組合 ・佐久環境衛生組合 ・木曾広域連合 ・播磨高原広域事務組合 ・雲南広域連合
	各市町村が既に公共下水道事業に着手している状況において、新たに一部事務組合等を設立し、組合等に事業統合して公共下水道事業を実施	近年では事例なし
ケース 2	水道事業において都道府県と市町村が事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・広島県水道広域連合企業団
	下水道事業において都道府県と市町村が一部事務組合等を設立し、流域下水道と公共下水道を事業統合	事例なし

【留意事項①】

・事業統合・経営の一体化をする場合の検討事項

下水道事業の事業統合等を進める上での検討事項を表 4-7 に示す。検討事項を整理するにあたっては、都道府県と市町村の事業統合が既に行われている水道事業の事例を参考として併記している。下水道事業の場合、雨水排水が事業範囲に含まれること、施設整備に公費が充当されることに起因し、水道事業とは異なる検討事項が生じることとなる。

表 4-7 下水道事業を事業統合する場合の検討事項

検討事項	下水道事業	水道事業（参考）
水道事業者・下水道管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県との協議により公共下水道管理者を設置 ・大臣との協議により流域下水道管理者を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体との協議により水道事業者を設置 ・都道府県が構成団体に入る場合は大臣との協議
議会の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理が概成していない場合、組合内の未整備区域に関する整備順序の意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要 ・雨水排水については、全額公費によるものとなるため、雨水事業に係る意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合後の給水区域設定、施設の統廃合、新規に必要な施設、統合後の料金体系などを検討し、その費用負担や意思決定の方法について関係機関で合意形成が必要
行政財産	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法上、事業統合後の下水道管理者が下水道施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うため、基本的には行政財産である下水道施設の移管を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法上は施設の所有と経営が分離する形も可能 ・基本的には事業統合後の水道事業者には行政財産である水道施設の移管を想定

検討事項	下水道事業	水道事業（参考）
使用料・料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料は、組合内で統一されていない状態であっても可能 ・一般会計繰入金と合わせて組合内の市町村間の費用負担の公平性の観点からその水準を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業統合前の各市町村の料金体系を踏まえ、統合後の新たな料金水準・料金体系への移行を検討 ・激変緩和のため、移行期間を設定した上で段階的な新料金水準・料金体系への移行が想定される ・なお、香川県広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団、広島県広域水道企業団の事例では、まだ、区域内での統一には至っていない
一般会計繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理事業に対する各市町村の一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理 ・雨水排水事業に対する各市町村の一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理 ・流域下水道と公共下水道が事業統合する場合、都道府県が負担する一般会計繰入金の充当に関する考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の一般会計で負担すべきものについては一般会計繰入金の対象となる

【留意事項②】

・雨水事業の取扱い

下水道法上、下水道管理者が汚水と雨水で別となることは想定されていないと考えられる。雨水事業も含めて事業統合を実施する場合、構成市町村により雨水対策への取組姿勢に差が見られる場合も想定されるため、市町村の意見を尊重しながら合意形成を行う必要がある。

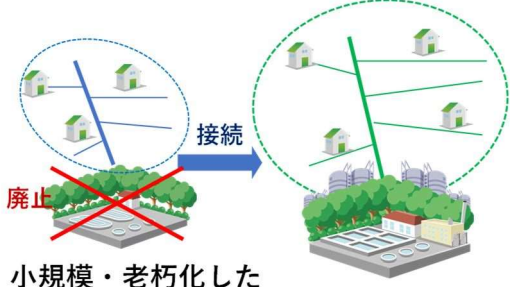
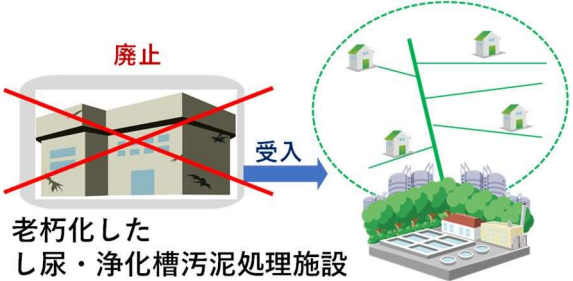
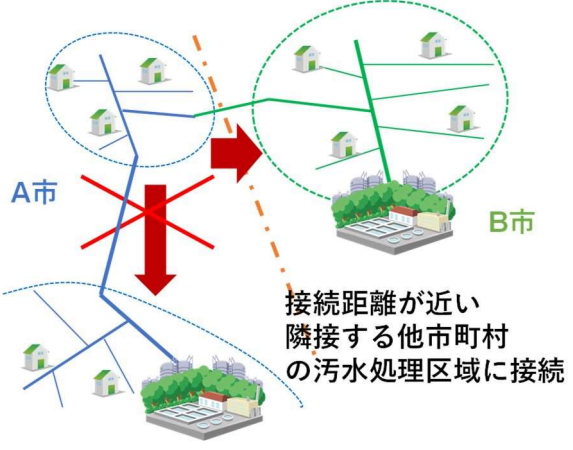
ただし、地方自治法の事務の委託（一部の事務を委託）を実施することにより、下水道管理者の責任を市町村に残したまま、一部事務組合等が汚水に係る事務を実施することは可能である。

4-4 汚水処理の共同実施

【共同実施の方法】

汚水処理の共同実施は、汚水処理施設の集約化を図り、汚水処理事業の効率化を実現するものである。汚水処理の共同実施は、主に表 4-8 に示す 3 つのケースで実施されている。

表 4-8 汚水処理の共同実施の 3 つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>汚水処理施設の統廃合</u></p> <p>小規模で老朽化した汚水処理施設を廃止し、隣接する汚水処理施設に汚水管渠で接続する。</p> <p>統廃合の組み合わせには、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント等様々な組み合わせが想定される。</p>	 <p>小規模・老朽化した汚水処理施設</p>
ケース 2	<p><u>し尿・浄化槽汚泥の受入</u></p> <p>老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設に投入し、処理場で処理する。</p>	 <p>老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設</p>
ケース 3	<p><u>流下先の見直し</u></p> <p>新たに汚水処理区域の整備にあたり、当初予定された流下先でなく、接続距離の近い隣接する他市町村の汚水処理区域（単独公共下水道、流域関連公共下水道等）に接続する。</p>	 <p>接続距離が近い隣接する他市町村の汚水処理区域に接続</p>

【事業化フロー】

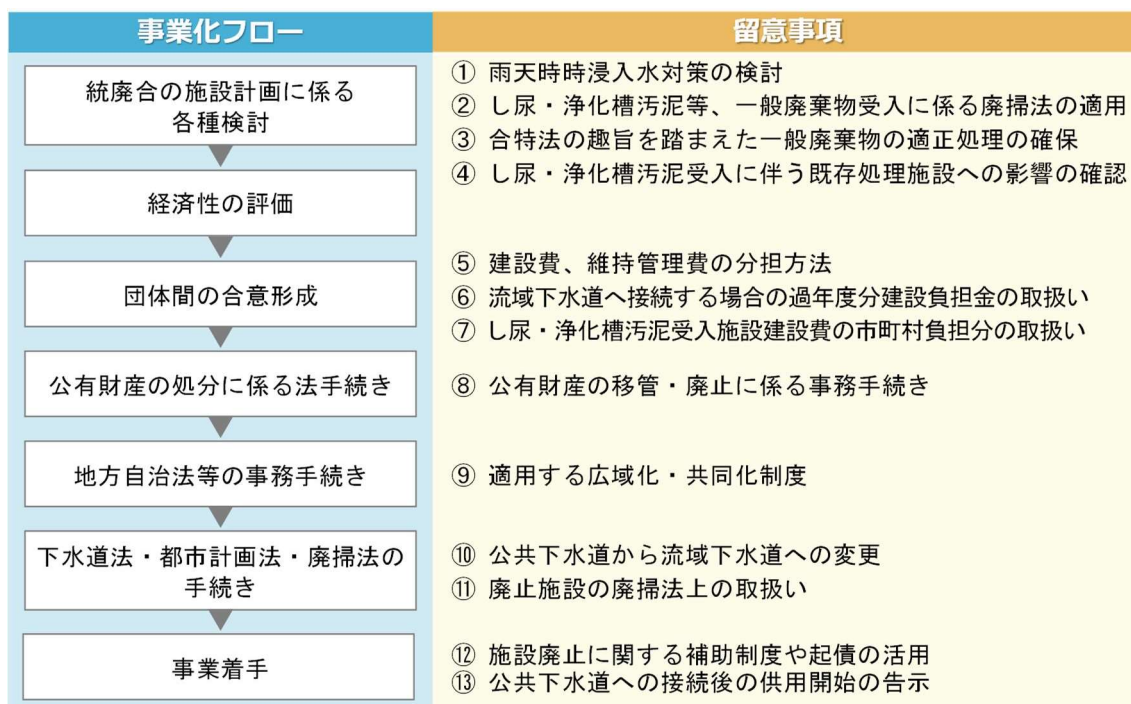


図 4-4 汚水処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-9 汚水処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 汚水処理施設 の統廃合	東京都・八王子市	・老朽化した合流区域を含む八王子市の単独公共下水道の処理場を廃止し、東京都の流域下水道に接続
	神奈川県・小田原市	・老朽化した小田原市の処理場を廃止し、神奈川県の流域下水道に接続
	愛媛県松山市・砥部町	・松山市内の団地内の老朽化した集中浄化槽を廃止し、砥部町の公共下水道に接続
(ケース2) し尿・浄化槽 汚泥の受入	石川県白山市・能美市・野々市市・川北町	・老朽化したし尿処理施設を廃止し、石川県白山市の松任中央浄化センターで受入
	東京都	・災害時、東京都の処理場でし尿搬入、受入を行う覚書を締結
(ケース3) 流下先の 見直し	北海道旭川市ほか5町	・北海道旭川市が周辺5町の汚水を区域外流入として受入し、旭川市処理場にて処理
	岡山県津山市・鏡野町・美咲町	・鏡野町、美咲町の公共下水道区域を津山市に接続し、津山浄化センターで受入
	岡山県矢掛町・笠岡市	・笠岡市の一部区域の汚水の流下先を見直し、矢掛町の矢掛浄化センターで受入

【留意事項①】

・雨天時浸入水対策の検討

汚水処理施設の統廃合に際し、施設廃止側区域の雨天時浸入水量が大きい場合、接続側の汚水管路施設や汚水処理施設の施設能力を超過する恐れがある。その場合、何らかの雨天時浸入水対策を行う必要がある。

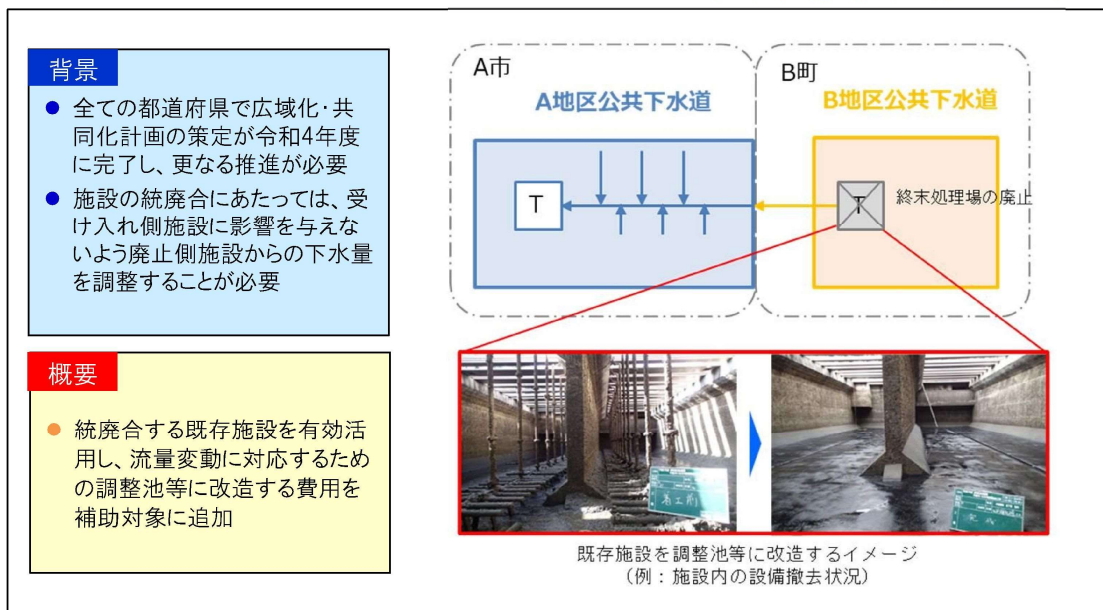
雨天時浸入水対策は、雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）に従い検討する。

統廃合により廃止する汚水処理施設を雨天時貯留施設に改造し、雨天時浸入水対策として再活用する方法も想定される。雨天時貯留施設としての再活用の先行事例としては、「施設統廃合に伴う既存施設の有効活用（神奈川県小田原市）」の事例がある。

なお、令和6年度下水道広域化総合推進事業の拡充により、統廃合する既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用が補助対象に追加されていることに留意されたい。

（４）下水道広域化推進総合事業の拡充

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》



出典：令和6年度下水道事業予算の概要（令和5年12月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

【留意事項②】

- ・し尿・浄化槽汚泥等、一般廃棄物受入に係る廃掃法の適用

し尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、下水道施設に投入する場合、下水道施設への投入量や下水道施設、周辺環境の状況等を踏まえ、最適な投入箇所を検討する必要がある。

令和 2 年度の下水道統計によると、下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳は、図 4-5 のとおりとなっている。

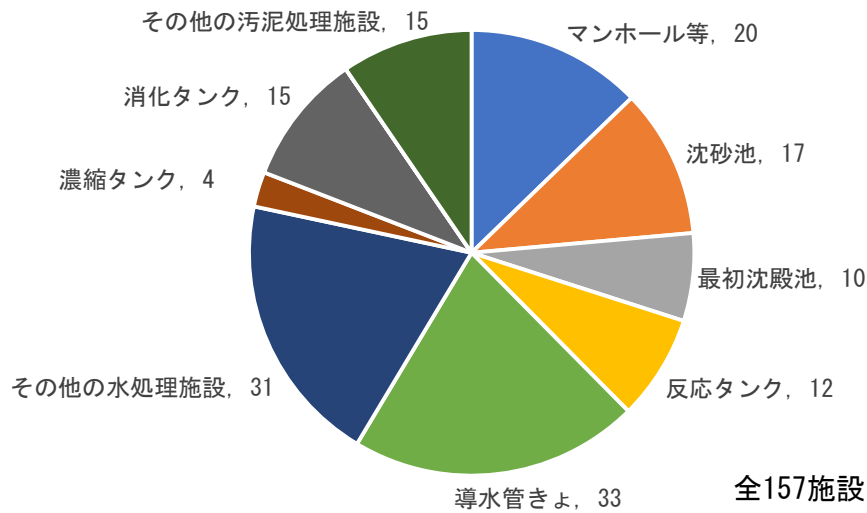


図 4-5 下水道施設へのし尿・浄化槽汚泥の投入箇所の内訳

し尿・浄化槽汚泥の受入にあたっては、各都道府県の環境部局との協議により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可を得る施設の範囲を確認することが必要となる。

公益社団法人 日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、し尿や浄化槽汚泥の下水処理施設への受入は、35 都道府県での実施事例が確認された。それらの実施事例について、し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方を整理した結果、表 4-10 の状況であった。

表 4-10 し尿・浄化槽汚泥の受入の法適用の考え方の事例

法適用の区分				し尿・浄化槽汚泥の受入に関する法適用への主な見解
収集・運搬	受入	前処理	下水道施設投入	
廃	下	下	下	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業計画において終末処理場の敷地内の主要な施設に位置付け、かつ下水道法に基づき適切に維持管理される「し尿等を下水道に投入する施設」は、下水道施設に含まれるものとし、廃掃法第 8 条第 1 項に定める一般廃棄物処理施設に該当しない。 特別法である下水道法は一般法である廃掃法に優先するため、流域関連公共下水道の管渠を通して流域下水道終末処理場へし尿を受け入れる場合は、下水道法の適用を受ける。 し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の水処理系に受け入れる場合は、受入施設から下水道法を適用する。
廃	廃	下	下	<ul style="list-style-type: none"> 受入施設及び希釈施設までは一般廃棄物として廃掃法、希釈後の流入管以降は下水道法を適用する。 場外のし尿・浄化槽汚泥処理施設で脱水したし尿等を下水道施設で受入する場合、受入する下水道事業者側で一般廃棄物処理施設としての許可を得る必要がある。
廃	廃	—	下	<ul style="list-style-type: none"> し尿・浄化槽汚泥を下水処理場の汚泥処理施設に受け入れる場合、受入施設は廃掃法、処理場の汚泥処理施設は下水道法を適用する。
災	災	—	下	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所等のし尿を下水道施設で受入する場合、災害対策基本法に基づき、災害対策本部条例、地域防災計画に位置付ける。
災	災	—	下	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に下水道管理者の下水汚泥を他の下水道管理者が処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成 4 年 8 月 13 日衛環 233 号）の第 2 項に規定する「複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合」に該当し、当該他の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内において、当該他の下水道管理者が産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う限り、下水道法の適用を受ける。

廃：廃掃法、下：下水道法、災：災害対策基本法

【留意事項③】

- ・合特法の趣旨を踏まえた一般廃棄物の適正処理の確保

汚水処理施設の統廃合等の検討にあたっては、一般廃棄物の適正処理の観点から、汚水処理部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局（廃棄物部局、環境部局）も参画することが望ましい。

汚水処理施設の統廃合等のケースでは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）の趣旨を踏まえ、関連計画等との整合性を維持するとともに、一般廃棄物処理業等との事前の協議を通じて、一般廃棄物の適正処理を確保しつつ、取組を進める必要がある。

【留意事項④】

- ・し尿・浄化槽汚泥受入に伴う既存処理施設への影響の確認

汚水処理施設のし尿・浄化槽汚泥の受入に際しては、汚濁負荷量増加に伴う水処理・汚泥処理への影響を評価し、下水道法の事業計画に定めた計画放流水質の超過、脱水性の低下に伴う脱水ケーキ含水率の大幅な悪化等が生じないことを確認する必要がある。

【留意事項⑤】

- ・建設費、維持管理費の分担方法

汚水処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法の事例を表 4-11 に示す。

表 4-11 汚水処理の共同実施における建設費、維持管理費の分担方法の事例

方法	団体名	建設費	維持管理費
(ケース1) 汚水処理施設の 統廃合	東京都、八王子市	<ul style="list-style-type: none"> ・接続前の建設費は、接続後の計画水量の按分比率により建設負担金を算出して八王子が負担（バックアロケーション） ・接続後の建設費は、計画水量の按分比率により建設負担金を算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・分流区域は、当該区域の実績水量と処理場全体の実績水量で維持管理費を按分 ・合流区域は、処理量を計測して八王子市が負担
	愛媛県松山市、砥部町	<ul style="list-style-type: none"> ・接続した松山市側区域内の住民から徴収した受益者負担金の一部を水量按分で砥部町に支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続した松山市側区域内の住民から砥部町の下水道使用料体系で松山市が徴収し、松山市から砥部町に支払い
(ケース2) し尿・浄化槽 汚泥の受入	石川県白山市、能美市、野々市市、川北町	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業で整備する前処理施設は白山市が建設した上で、処理単価に建設負担金分を上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費は、市町別の処理量に応じて負担することとし、処理単価に維持管理負担金分を上乗せ
(ケース3) 流下先の見直し	北海道旭川市ほか5町	<ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場および共同使用管の建設負担金は、事業開始時まで遡及し、起債利子等を含めた費用を関連5町で負担 ※施設別の費用負担割合は事例集を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）に基づいて推計した予定汚水量を基に算出
	岡山県津山市、鏡野町、美咲町	<ul style="list-style-type: none"> ・接続後の建設費の内、処理場は日最大計画汚水量比率、ポンプ場、汚水管渠は時間最大計画汚水量比率で費用負担 ・接続前の建設費に対するバックアロケーションはなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出
	岡山県矢掛町、笠岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・接続前の既設分の建設費は、全体計画汚水量比率により按分した金額を笠岡市が負担（バックアロケーション） ・接続以降の増設や改築更新は、全体計画汚水量比率により按分 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政界に流量計を設置し、当該年度の維持管理単価に実績流量（計測流量）を乗じた額を維持管理負担金として算出

【留意事項⑥】

- ・流域下水道へ接続する場合の過年度分建設負担金の取扱い

流域下水道の流域関連市町村ではない市町村（以下、新規参入市町村）が新たに流域下水道に編入する場合や流域関連市町村が別途所管する単独公共下水道を新たに流域下水道に編入する場合、編入以前に要した流域下水道の建設費用の内、流域関連市町村が建設負担金として負担した費用の一部について、バックアロケーションとして新規参入市町村等に負担を求める考え方がある。

流域下水道への編入時に、バックアロケーションとして新規参入市町村等が負担する経費に関する論点を図 4-6 に示す。流域下水道への編入時のバックアロケーションは、既関連市町村と新規参入市町村等と費用負担の公平性に係る問題である。そのため、バックアロケーションの方法は、都道府県が参加の上、主に既関連市町村と新規参入市町村等との協議により決められるものと想定される。協議を進める上での具体的な論点は、①バックアロケーション算出の対象範囲、②減価償却費、交付税措置の控除の有無、③既関連市町村と新規参入市町村等の按分比率の設定方法の3つが想定される。

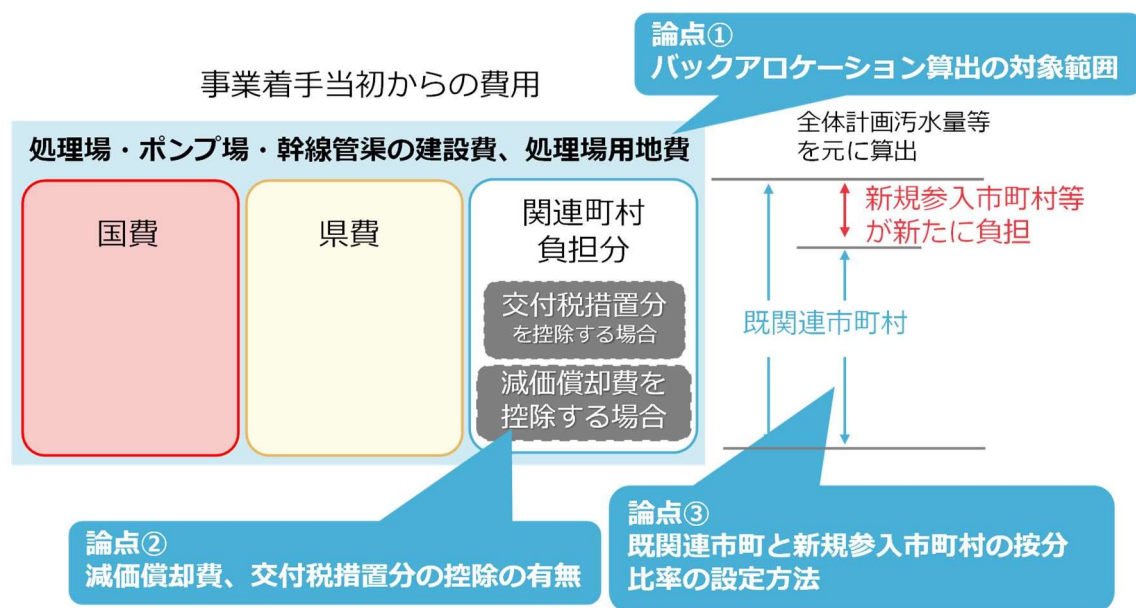


図 4-6 流域下水道への編入時に新規参入市町村等が負担する経費の論点

バックアロケーションの実施に際し都道府県には、既関連市町村と新規参入市町村等の協議、合意形成に向け、先行事例の提示が求められることも想定される。公益社団法人日本下水道協会が令和 5 年度に各都道府県に対して実施したアンケート調査によると、流域下水道への編入時のバックアロケーションは、10 都道府県で実施事例が確認された。それらの実施事例では、論点①と論点②の考え方は、表 4-12 によりバックアロケーションが行われている状況であった。

表 4-12 バックアロケーションの論点①・論点②の状況

論点①：対象経費の範囲								論点②：按分方法	
処理場建設費	処理場用地費	ポンプ場建設費	幹線管渠建設費	元本利息	維持管理費	交付税措置考慮	減価償却考慮	計画汚水量	計画処理面積
9	8	7	8	3	0	2	5	10	2

※単位は都道府県数

【留意事項⑦】

・し尿・浄化槽汚泥受入施設建設費の市町村負担分の取扱い

下水道広域化推進総合事業を適用し、下水道施設内にし尿・浄化槽汚泥受入施設の建設を行う場合、建設費の負担方法の検討が必要となる。し尿・浄化槽汚泥の発生量は、下水道整備、人口減少の影響により減少が見込まれる中、施設の長期的な経営を見据えた上で、両ケースでのメリットや課題を整理し、構成団体間で市町村負担分の取扱いの合意形成が必要となる。

取扱いの方法については、表 4-13 に示す 2 つのケースが想定される。

表 4-13 建設費の内、市町村負担分の取扱い

区分	ケース 1	ケース 2
方法	建設負担金として施設建設時に支払	受入単価に含めて支払
特徴	・各団体が公営企業の場合、搬出側も建設負担金の額に応じて受入施設の財産（無形固定資産）を保有	・受入側の団体が受入施設全体の財産を保有
メリット	・各構成団体の負担額を建設時に確定することができる	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局での起債が不要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分は受入単価に反映済の扱いにすることも可能
課題	・各構成団体のし尿・浄化槽汚泥担当部局で起債が必要 ・施設供用開始後に当初の構成団体以外からの受入をする場合、建設負担金分のバックアロケーションの検討が必要	・施設建設の事業主体となる団体でいったん全額起債が必要 ・構成団体からのし尿・浄化槽汚泥受入量が当初の想定を下回る場合、受入単価の改定が必要

【留意事項⑧】

・ 公有財産の移管・廃止に係る事務手続き

補助事業等によって取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年法律第七十九号）により各省各庁の長の承認を受けずに財産処分することが禁止されている。

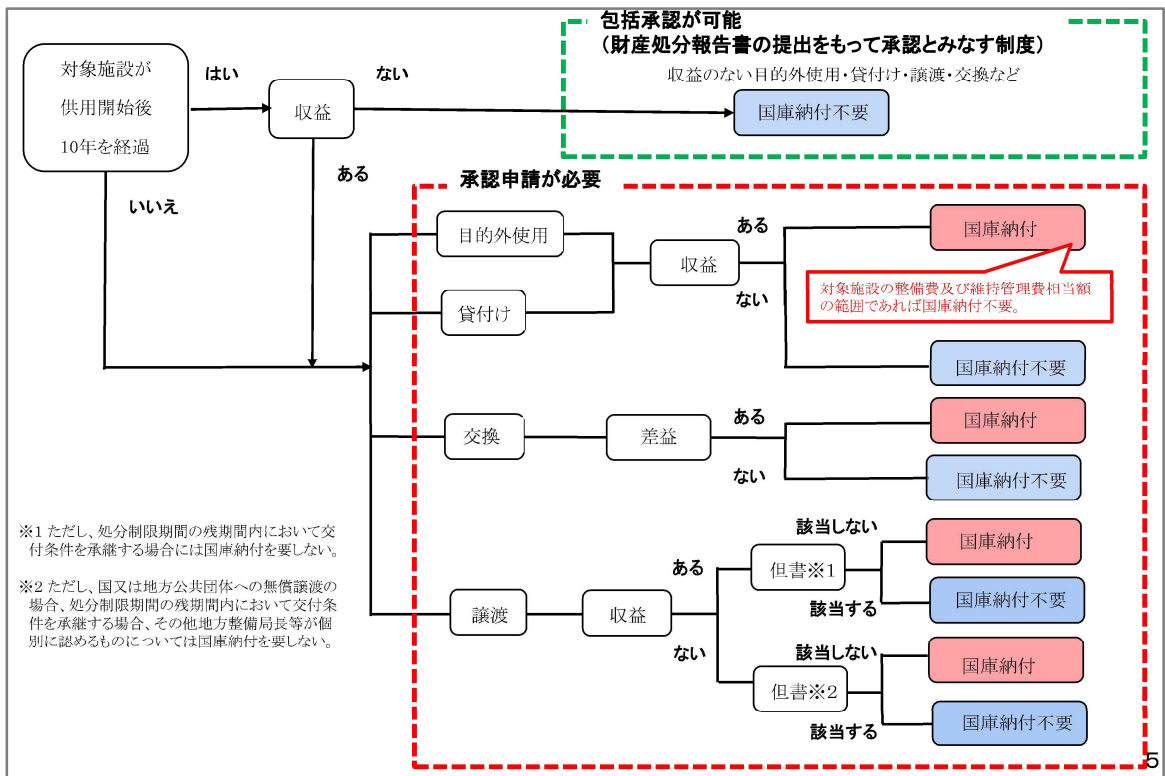
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

国土交通省の社会資本整備総合交付金事業では、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和5年9月22日、国官会第16030号）」により財産処分に係る取扱いが定められている。

財産処分に係る対象施設が供用開始後10年を経過し、収益（有償譲渡、有償貸付等）が見込まれない場合には、包括承認が可能で国庫納付が不要とされている。



出典： <https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf>

社会資本整備総合交付金事業で整備した施設の包括承認は、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和 5 年 9 月 22 日、国官会第 16030 号）」において、「交付対象事業の完了後 10 年を経過した交付対象財産の処分であること、かつ収益が無い施設」に関して可能であると規定されている。

財産処分には、取壊し（交付対象財産の使用をやめ、施設を取り壊すこと）及び、廃棄（交付対象財産の使用をやめ、設備を廃棄処分すること）も含まれ、取壊し・廃棄であっても承認された場合には、国庫納付を要しないこととなっている。

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領

第5章 財産処分承認基準等

第25 申請手続の特例（包括承認）

1 地方公共団体等が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合又は港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく施設等の係るものにあつては港湾等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。）には、第24第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があつたものとみなす。

ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

① 交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）10年を経過した交付対象財産の処分

② 交付対象事業の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であつて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分

③ 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄

2 地方公共団体等が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であつて、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

①交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること

②無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること

3 地方公共団体等は、第1項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

出典：社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和5年9月22日、国官会第16030号）

「取壊し」「廃棄」の場合の包括承認の承認条件は、水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）（国土総第 534 号、令和 5 年 8 月 28 日付、国土交通省水管理・国土保全局長通知）により次のとおり示されている。

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
<p>財産処分による収益が施設の整備費及び維持管理費相当額の範囲内であれば国庫納付が不要。</p> <p>社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について（H30.3.30 国官会第27号）別表（第5章第24関係）</p>			
目的外使用（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 国庫納付 目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所（同一の社会資本総合整備計画に位置付けられた他の交付金事業箇所を含む、以下同じ。）における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	目的外使用により生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち交付金相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	<ul style="list-style-type: none"> 施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> 国庫納付（交換差益が生じる場合に限り。） 交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること 	交換差益額のうち交付金相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> 国庫納付 貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること 	貸付けにより生じる収益（当該交付金事業箇所における交付対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち交付金相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 施設等にあつては、当該施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額 用地にあつては、時価評価額のうち交付金相当額
取壊し（交付対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（交付対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに交付金の交付を受けずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る交付金交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典： <https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf>

取壊し（補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

出典：水管理・国土保全局所管補助事業等に財産処分承認基準について（別表）（国土総第 534 号、令和 5 年 8 月 28 日付、国土交通省水管理・国土保全局長通知）

農林水産省における財産処分は、下記のとおり規定している。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について

(定義)

第2条 この通知の第3条から第7条まで及び第15条において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的（以下「補助目的」という。）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

- 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
- 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により 10 年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表 2 に掲げる手続によることができるものとする。

(間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認の基準)

第 8 条 補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、補助事業者等の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付している場合であって、かつ、補助事業者等がその承認を行う場合に、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けるべき旨の補助条件を付している場合の当該財産に係る農林水産大臣又は補助事業者等が行う財産の処分等の承認の基準については、第 2 条から前条までの規定によらず、次条から第 14 条までの規定によるものとする。

(定義)

第 9 条 この通知の第 10 条から第 15 条までにおいて、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 間接補助対象財産 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、法第 7 条第 3 項の規定に基づき処分制限の条件が付されたものをいう。
 - 二 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。
 - 三 財産処分 間接補助対象財産を、間接補助金等の交付の目的(以下「間接補助目的」という。)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。
 - 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
 - 五 長期利用財産 間接補助対象財産のうち、間接補助目的に従った利用により 10 年を経過したものをいう。
- 2 間接補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が間接補助目的の一部として想定されておらず、間接補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、間接補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

第 10 条 間接補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、間接補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第 8 号)により、補助事業者等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、次の各号に掲げる条件(第 2 号及び第 3 号に掲げる条件については、第 1 号に掲げる条件において国庫納付を承認条件とした場合、第 3 号に掲げる条件については、間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合に限る。)を付すものとする。

- (1) 間接補助事業者等に対し、別表 1 の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すこと（間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合は、当該条件に代えて、間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等に対し別表 1 の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すことを条件として付すこと。）
 - (2) 間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること
 - (3) 間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等から納付を受けた額の補助金等相当額を納付することを条件として付すこと
 - (4) 間接補助事業者等に対し、第 1 号及び第 3 号により付した条件を履行させる上で必要な措置をとること
- (地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第 11 条 間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第 10 条の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第 9 号)を補助事業者等に提出することができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第 16 号により農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす(別表 2 参照)。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第 10 号)により、補助事業者等に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 第 10 条第 2 項の規定は、別表 1 を別表 2 に読み替えた上で、農林水産大臣が前項の承認をする場合に準用する。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、間接補助目的に従った使用により 10 年を経過していない間接補助対象財産を財産処分しようとするときには、間接補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表 2 に掲げる手続によることができるものとする。

5 第 1 項の長期利用財産処分報告書(別紙様式第 9 号)の提出を受けた補助事業者等は、処分の理由及び今後の利用方法等を確認し、地域活性化等を図るためのものであるか等の処分の妥当性を判断するものとし、長期利用財産処分報告書(別紙様式第 16 号)に意見を付して農林水産大臣に報告するものとする。このうち、補助事業者等が都道府県の場合にあっては、農林水産大臣は、当該処分が妥当である旨の都道府県の判断をもって報告書を受理するものとする

別表1（第3条及び第10条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考	
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	国庫納付（ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注1））	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4）なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益（収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合 （注3）又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない	
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合 上記以外の場合	国庫納付 国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4）	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	譲渡	有償 無償	国庫納付（ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注2）） 国庫納付（ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注2））	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4） 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4）	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合 補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること			
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。	
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。		
	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと			
	長期間（1年以上）の貸付け	国庫納付（ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（注2））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4）なお、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行に必要な融資を受ける場合	担保権が実行される場合は国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注4）	（注5）	

- (注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
- (注4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
- (注5) 第10条により担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、国庫納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず国庫納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の国庫補助金等相当額の国庫納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。
- (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
- (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- (備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。
- (備考4) 第10条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、それぞれ読み替えるものとする。

別表2（第4条及び第11条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	—		第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
譲 渡	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注）	第2項による申請
貸付け	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第1項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合	—	第2項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。

（注）時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

（備考1）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考2）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

（備考3）第11条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に読み替えるものとする。

出典：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について
（平成20年5月23日付け20経第385号、最終改正 令和5年12月19日5予第1819号）

環境省の財産処分は、下記のとおり規定している。

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境会発第 080515002 号
平成 20 年 5 月 15 日
大臣官房会計課長から内部部局長等宛
改正 平成 20 年 5 月 29 日環境会発第 080529004 号
改正 平成 30 年 6 月 1 日環境会発第 1806015 号
改正 令和 2 年 12 月 18 日環境会発第 20121818 号
改正 令和 5 年 9 月 1 日環境会発第 2309013 号

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(3) 財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行っては

出典：環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号、最終改正 令和5年9月1日環境会発第2309013号)

【留意事項⑨】

・適用する広域化・共同化制度

汚水処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-14 に示す。

表 4-14 汚水処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 ・建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
公の施設の区域外設置	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する他市町村へ汚水を流入させるにあたり、そのための接続管を他市町村の行政区域内に自ら建設する必要がある場合等に適用
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の範囲が汚水・汚泥の受入処理・処分のみ限定され、共同での施設建設が生じない場合に適用が可能

【留意事項⑩】

・単独公共下水道から流域下水道への変更

複数の市町村同士で汚水処理施設の統廃合を進めた結果、統廃合後の単独公共下水道が流域下水道の採択要件を満たすことも想定される。この場合、流域下水道の新規採択を受けることにより、単独公共下水道から流域下水道と流域関連公共下水道への事業区分の変更を行うことが可能である。

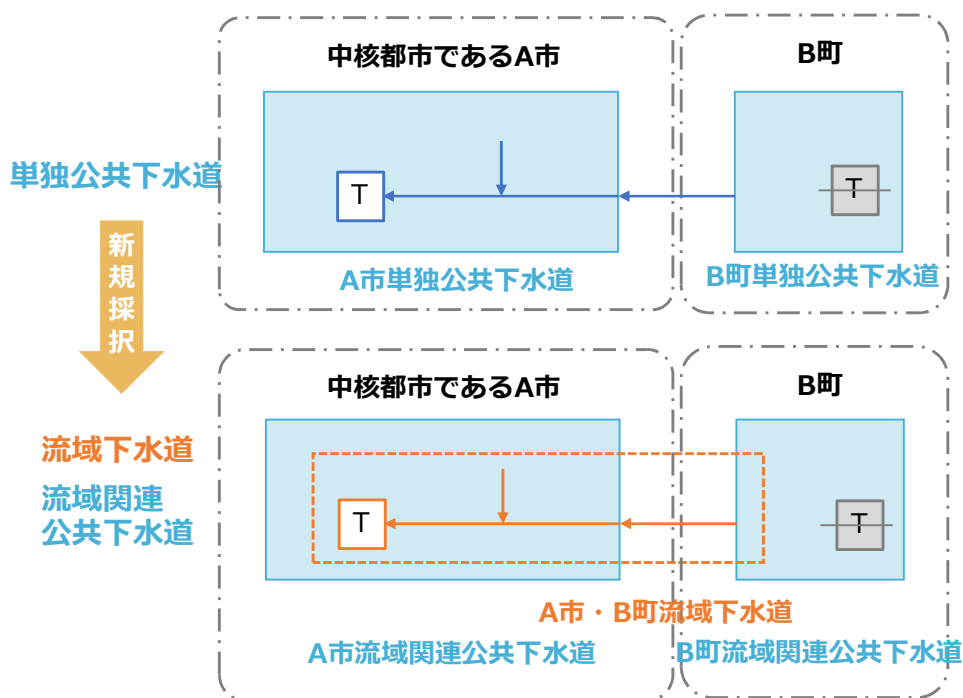


図 4-7 流域下水道への事業区分の変更

流域下水道への事業区分の変更により、表 4-15 に示すとおり交付金の交付率を従来の公共下水道から流域下水道の適用が可能となる。

表 4-15 公共下水道と流域下水道の交付率

対象施設		公共下水道 (流域関連含む)	流域下水道
管きよ		1/2	1/2
処理場	低率	1/2	1/2
	高率	5.5/10	2/3

なお、流域下水道としての交付対象事業となるためには、「社会資本整備総合交付金 附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件」により、次の規定を満たす必要がある。

社会資本整備総合交付金 附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が30万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。

二 原則として10万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。

(d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。

(ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

流域下水道へ事業区分を変更した場合、新たに流域下水道管理者となった地方公共団体は、事業計画の策定等、下水道法第2章の2に規定される手続きを行う必要がある。下水道法第25条の22第2項の規定に基づき、都道府県との協議を経て、市町村が流域下水道管理者を行うことも可能とされている。また、市町村が公共下水道管理者と流域下水道管理者を兼務することも可能とされている。

都道府県が流域下水道管理者になり、公共下水道管理者が所有する施設の移管を受ける場合、地方自治法第237条の規定に従い財産処分（公有財産の移管）が必要となる。

地方自治法

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

【留意事項⑪】

- ・ 廃止施設の廃掃法上の取扱い

汚水処理施設の統廃合等により接続先の変更が生じる場合、一部の既設污水管が不要となることが想定される。不要となった既設污水管の存置は、「廃掃法上の廃棄物に該当する」と判断されるケースもある、そのため、当該市町村の環境部局、道路管理者等と協議の上、適切に取り扱うことが必要である。

なお、既存污水管の取扱いについては、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人 日本建設業連合会、2020年2月）」を参考に検討することも想定される。

【留意事項⑫】

- ・ 施設廃止に関する補助制度や起債の活用

廃止施設の撤去処分費用について、下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-16 のとおりとなっている。

表 4-16 下水道事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	(下水道広域化推進総合事業) 汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合には、既施設の撤去・処分費も含めて交付対象とすることができる
起債の充当	(令和6年度地方債同意等基準運用要綱) 以下の要件のうち、いずれかを満たす場合には起債の対象とすることができる。 (ア) 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること (イ) 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

令和6年度地方債同意等基準運用要綱

10 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に事業用施設（水利権を伴うものについては、当該水利権を含む。）の処分が必要な事業を対象とするものであること。

(2) 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（解体撤去費、国庫補助返還金、企業債繰上償還金及び独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。

(3) 償還年限

原則として10年以内とすること（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）。

(4) 資金

民間等資金であること。

また、農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱いは、表 4-17 のとおりである。

表 4-17 農業集落排水事業における廃止施設の補助制度や起債の取扱い

項目	内容
交付対象の取扱い	(農村整備事業、農山漁村地域整備交付金) 農業集落排水施設同士の統合又は他の汚水処理施設を農業集落排水施設に統合する場合、統合化に要する費用及び既施設の撤去・処分費用について、費用対効果を満足する場合に交付対象とすることができる。
起債の充当	(令和 6 年度地方債同意等基準運用要綱) 以下の要件のうち、いずれかを満たす場合には起債の対象とすることができる。 (ア) 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること (イ) 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

【留意事項⑬】

- ・ 公共下水道への接続後の供用開始の告示

集落排水施設やコミュニティ・プラントの汚水処理施設を廃止し、これらの処理区域を内の污水管渠を公共下水道等に移管した上で公共下水道等の污水管渠に接続、公共下水道等として供用開始する場合、下水道法第 9 条に基づく供用開始の公示が必要となる。なお、供用開始の公示をした場合、当該区域は下水道法第 10 条に基づく排水設備の設置義務等が生じることとなる点にも留意が必要である。

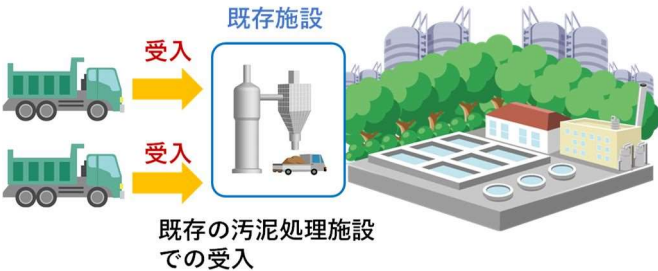


また、特定環境保全公共下水道等での整備を予定していた区域を集落排水施設に接続する場合には、当該施設に係る各市町村の条例に従い供用開始の告示等の手続きを行う必要がある。

4-5 汚泥処理の共同実施

【共同実施の方法】

汚泥処理の共同実施は、汚泥処理のスケールメリットを確保し、汚泥処理に係るコスト縮減を図るものである。汚泥処理の共同実施は、主に表 4-18 に示す 3 つのケースで実施されている。

表 4-18 汚泥処理の共同実施の 3 つのケース

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>既存の汚泥処理施設を活用した共同実施</u></p> <p>既存の汚泥処理施設の余力を活用し、他処理場の汚泥を受入・処理する。</p>	 <p>既存施設</p> <p>受入</p> <p>受入</p> <p>既存の汚泥処理施設での受入</p>
ケース 2	<p><u>汚泥処理施設の新規建設による共同実施</u></p> <p>既存の処理場に新規の汚泥処理施設を建設し、他処理場の汚泥を受入・処理する。</p>	 <p>新規建設</p> <p>受入</p> <p>受入</p> <p>新規に汚泥処理施設を建設し汚泥を受入</p>
ケース 3	<p><u>新たな法人設立による共同実施</u></p> <p>汚泥処理の共同実施を実施するための新たな法人（一部事務組合、広域連合）を設立し、その法人が汚泥処理施設を建設し、運営する。</p>	 <p>新規建設</p> <p>受入</p> <p>受入</p> <p>新たな法人の設立</p> <p>汚泥処理施設の建設・運営</p>

【事業化フロー】

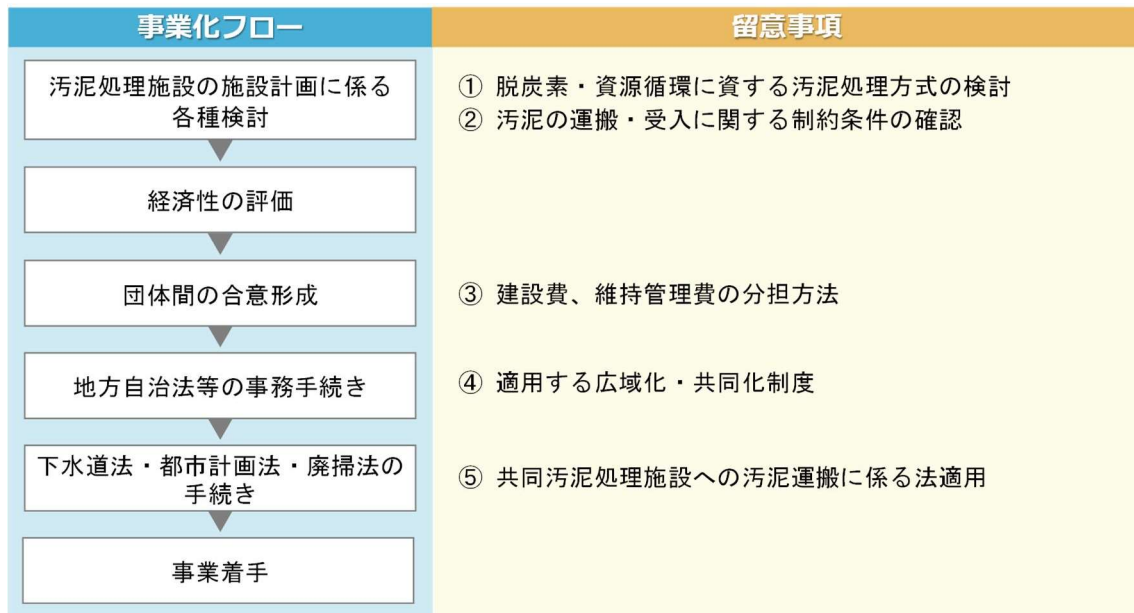


図 4-8 汚泥処理の共同実施の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-19 汚泥処理の共同実施の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 既存の汚泥処理施設を活用した共同実施	埼玉県・県内単独公共下水道実施市町	・県内の単独公共下水道で発生する汚泥を流域下水道の既設焼却炉で共同処理
(ケース2) 汚泥処理施設の新規建設による共同実施	秋田県、県内6市町、1組合	・流域下水道の終末処理場に下水汚泥、し尿汚泥の資源化施設を新たに建設し、汚泥処理を共同実施
(ケース3) 新たな法人設立による共同実施	石川県津幡町、かほく市、内灘町	・一般廃棄物処理を行う一部事務組合が汚泥焼却施設を建設し、3市町から発生する汚泥の焼却を共同処理

上記の事例の他、農林水産省では、農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用）について作成、公表していることから検討の参考とされたい。

【留意事項①】

・脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の検討

汚泥処理の共同実施は、スケールメリット確保によるコスト低減効果が期待できる取組である。そのため、汚泥処理の共同実施のための汚泥処理方式の検討にあたっては、下水道分野における脱炭素推進の重要性、汚泥が保有する高いエネルギーポテンシャル、窒素・リン資源としての有用性を鑑み、脱炭素・資源循環に資する方式の導入について検討する。

特に汚泥の肥料利用について、令和5年3月17日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（国水下国水企第99号）に示された考え方に従い、方式の検討を進めるものとする。

国水企第 99 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道部長
(公印省略)

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第 21 条の 2 第 2 項において、「発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が一層高まっているところである。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030 年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するべく、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたところ、本方針を十分に御了知の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。

- 燃料化は汚泥の再生利用として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、燃料化を行う場合も、炭化汚泥の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。
- 肥料利用の拡大に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・下水道管理者と関係地方公共団体の農政部局・農業関係者が緊密に連携する。
 - ・民間企業の施設、ノウハウ等も積極的に活用する。
 - ・肥料利用と脱炭素に向けた取組は両立しうるものであり、肥料利用を行う場合においても、バイオガス等のエネルギー利用を積極的に進める。
 - ・現在の施設の状況、適切な下水道経営等の観点や温暖化対策関連計画、広域化・共同化計画等の既存関連計画も総合的に勘案しつつ、速やかな肥料利用の拡大に努める。

出典：国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（令和5年3月17日付け国水下企第99号）

【留意事項②】

- ・汚泥の運搬・受入に関する制約条件の確認

汚泥処理の共同実施をする場合、汚泥受入を行う施設において、近隣住民等との覚書・協定書等の締結による汚泥受入の制約の有無の確認が必要である。覚書・協定書により汚泥受入の制約があり、その制約に抵触する場合には、覚書・協定書の改定について合意形成が必要になることが想定される。

【留意事項③】

- ・建設費、維持管理費の分担方法

汚泥処理の共同実施に係る建設費、維持管理費の分担方法は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和5年4月3日付、国水下企第110号、国水下事第42号、国水下流第34号）」により、「建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること」としている。

汚泥処理の共同処理を実施している10都道府県に対して、施設の建設費と維持管理費の分担方法をアンケート調査した。アンケート調査により確認した分担方法の事例を表4-20、表4-21に示す。

表 4-20 汚泥処理の共同実施における建設費の分担方法の事例

施設の建設費の分担方法	団体数
事業期間中の想定汚泥量の比率で按分	5
過年度の実績と事業期間の想定汚泥量の双方から算出した比率で按分	2
流域別下水道整備総合計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚水量の比率で按分	1
全体計画の汚泥量の比率で按分	1

表 4-21 汚泥処理の共同実施における維持管理費の分担方法の事例

施設の維持管理費の分担方法	団体数
維持管理費総額を実績投入量の比率で按分	9
維持管理費総額を流入水量の比率で按分	1
事前に協議して決定した処理単価に実績投入量を乗じる	1

(複数回答あり)

【留意事項④】

・適用する広域化・共同化制度

汚泥処理の共同実施にあたっては、施設建設、維持管理の事業主体や財源負担等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

汚水汚泥の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-22 に示す。

表 4-22 汚泥処理の共同実施で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、管理執行協議会の代表者となる団体の下水道管理者
事務の委託	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施する事業（施設建設、維持管理）を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用 建設工事等の契約者は、委託先の団体の下水道管理者
広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 新たな法人を設立し、既存の下水道事業とは別組織で事業を行うことが望ましい場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none"> 委託の範囲が汚泥の受入処理・処分のみ限定され、共同実施で施設建設が生じない場合に適用が可能

【留意事項⑤】

・共同汚泥処理施設への汚泥運搬に係る法適用

広域汚泥処理として、他処理場で発生する下水汚泥（し尿・浄化槽汚泥は含まない）を共同汚泥処理施設に集約する場合、広域汚泥処理の事業全般について廃掃法の取扱いについて整理が必要となる。

共同汚泥処理施設が下水道施設の場合、複数の下水道管理者が共同で下水汚泥の処理を行う際、他処理場から共同汚泥処理施設への運搬は、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域内においては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、搬出側の処理場の維持管理を自ら行う（下水道公社や維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む）下水汚泥の処理として、下水道法が適用されることが示されている。

一方、集落排水施設等で発生する汚泥は一般廃棄物であることから、これらを下水道施設で受入する場合、各都道府県の環境部局との協議により、廃掃法に基づく一般廃棄物の適用を受ける範囲を確認することが必要となる。詳細については、「4-4 汚水処理の共同実施」の【留意事項②】を参照されたい。

b) 下水汚泥の処分の取扱いについて

下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）の適用等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、以下のとおり通知されている。

- 一 下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこと。
- 二 一において「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」とは、「下水道管理者が、自らの地方公共団体の区域（複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合にあっては、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域）内において、産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う（いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む。）下水汚泥の処理

平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者に対する廃掃法への位置付けは以下のとおりとなる。

- ① 平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者は、下水道管理者（委託者）の「補助者」となり、図5-1で示す（A）の委託は、廃掃法の適用対象外である。
- ② 包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者から下水汚泥の運搬、処分を委託すること（図5-1で示す（B）の委託）は、廃掃法上は1回目の委託となり、廃掃法14条16項で定める再委託には当たらない。
- ③ ①及び②により、下水汚泥の処分を包括的民間委託の業務として見込むことは可能である。

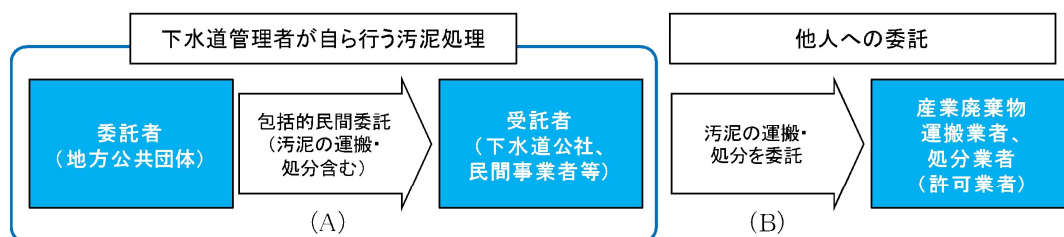


図 5-1 下水汚泥処分に係る委託者、受託者、産業廃棄物処分許可業者の関係

ただし、包括的民間委託の業務に下水汚泥の処分を見込む場合においても、下水道事業の最終責任は下水道管理者にあるため、下水汚泥が適正に処分されているかマニフェスト管理等の履行監視・評価を行って行く必要がある。

出典：処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（令和2年6月、公益社団法人 日本下水道協会）

4-6 施設の広域監視

【施設の広域監視の方法】

施設の広域監視は、拠点となる処理場に広域監視対象の処理場のための監視制御設備を設置、インターネット回線等で接続し、拠点処理場からの監視を行うものである。複数の処理場を一体的に監視することにより、維持管理業務の効率化が期待できる。

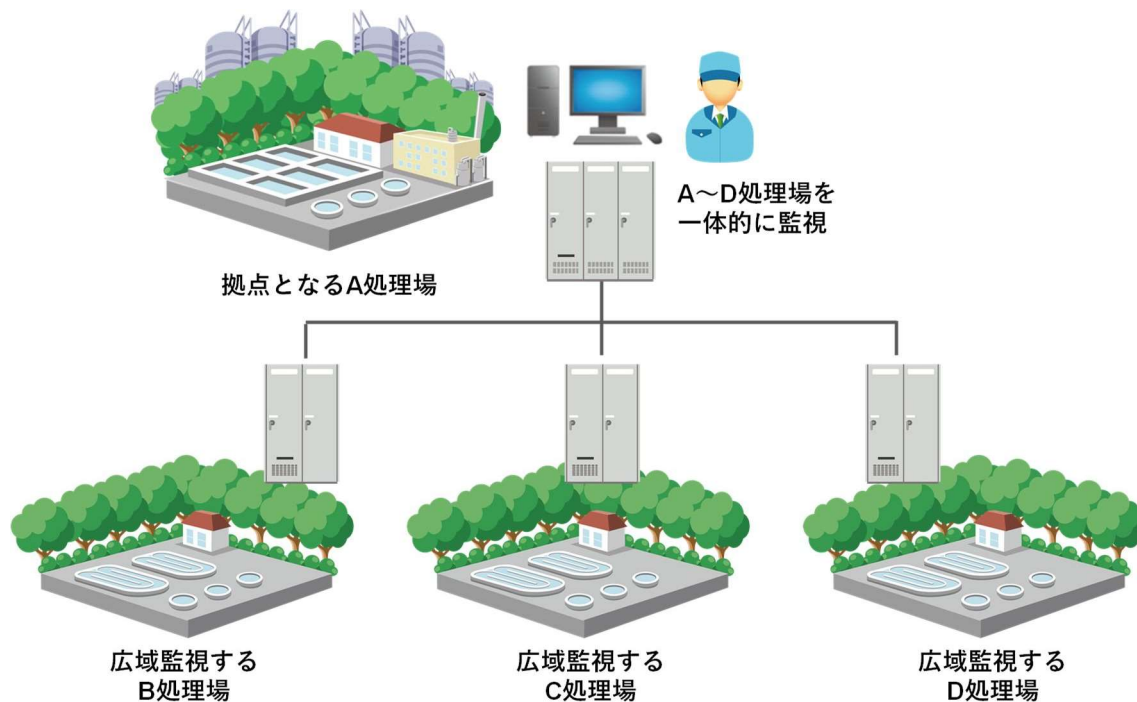
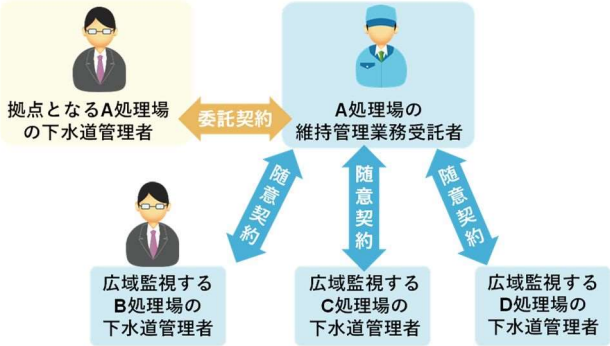
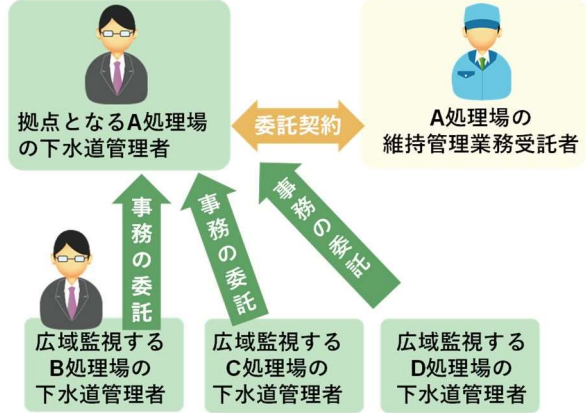
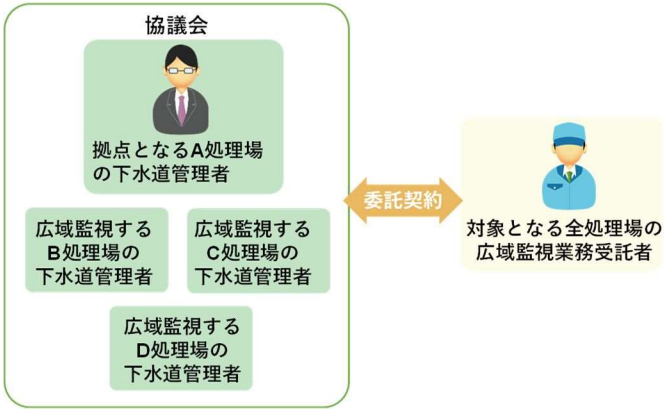


図 4-9 施設の広域監視

施設の広域監視は、主に表 4-23 に示す 3 つの契約スキームでの実施が想定される。

表 4-23 広域監視体制の 3 つの契約スキーム

区分	方法	スキーム図
ケース 1	<p><u>維持管理業務受託者と広域監視対象の各下水道管理者が契約</u></p> <p>拠点となる A 処理場の維持管理受託者と広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ随意契約し、広域監視を委託する。</p>	
ケース 2	<p><u>拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託</u></p> <p>拠点となる A 処理場の下水道管理者に広域監視対象処理場の下水道管理者がそれぞれ事務の委託を行い、A 処理場の維持管理業務に広域監視を業務範囲に含める。</p>	
ケース 3	<p><u>広域監視する全下水道管理者で協議会を設立</u></p> <p>拠点となる A 処理場の下水道管理者、広域監視対象の下水道管理者で協議会を設立し、協議会が広域監視業務を受託者と契約する。</p>	

【事業化フロー】

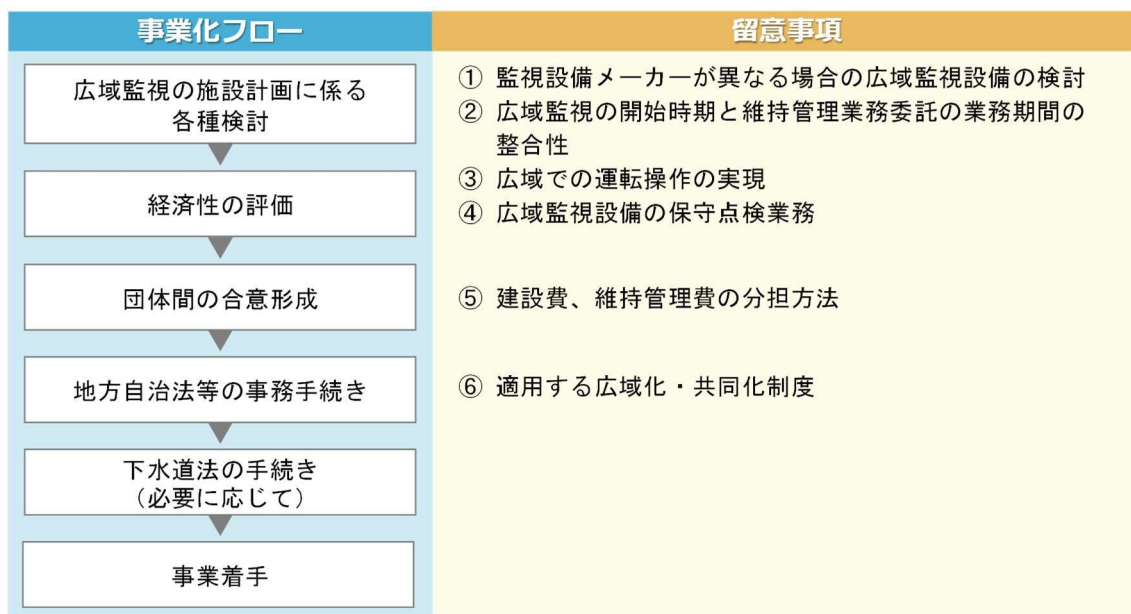


図 4-10 施設の広域監視の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-24 広域監視の共同実施の参考事例

契約スキーム	団体名	取組の概要
(ケース1) 維持管理業務受託者と広域監視対象の下水道管理者が契約	—	—
(ケース2) 拠点となる処理場の下水道管理者へ事務の委託	長崎県長崎市・諫早市・西海市・長与町・時津町	長崎市が事務の委託を受け、長崎市の Web 夜間処理場統合監視システムを諫早市、西海市、長与町、時津町に拡大し監視・通報を集約、広域監視対象処理場の夜間無人化を検討
(ケース3) 広域監視する全下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を発注（広域監視、保守点検、水質試験等）

【留意事項①】

- ・ 監視設備メーカーが異なる場合の広域監視設備の検討

広域監視の実施にあたり、対象の汚水処理施設で設置されている監視設備メーカーが異なる場合、ベンダーロックインがその実現の障害になることも想定される。

ベンダーロックインは、監視設備メーカーがそれぞれ独自の通信仕様を採用していることから、他社との監視設備との通信ができず、参入困難な状態を言うものである。ベンダーロックインの解消方法については、汎用プロトコル化やデータプラットフォーム化等の手法が想定される。検討対象となる各汚水処理施設の現状の設置メーカー、監視設備構成や設置年数等を踏まえ、その解消に向け個別の検討が必要となる。

なお、令和 3 年度の下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）において、「ICT を活用した下水道施設広域管理システムに関する実証事業」を実施していることから、本実証研究の成果もベンダーロックインの解消に向けた検討の参考とされたい。

【留意事項②】

- ・ 広域監視の開始時期と維持管理業務委託の業務期間の整合性

広域監視の事業スケジュール検討にあたっては、広域監視の開始時期と対象となる維持管理業務の業務期間との整合性に留意が必要である。開始時期に対して、包括的民間委託等の導入により長期の契約締結で業務期間終了時の一致が困難な場合、表 4-25 に示す方法により現委託業務等の契約変更や業務終了を行い、広域監視を開始することも想定される。これらの対応については、損害の賠償等の懸案事項があることから、各対象施設の維持管理業務の契約約款の規定内容を確認の上、対応可否の判断が必要となる。

表 4-25 開始時期と業務期間終了時が一致しない場合の対応

方法	懸案事項
契約約款に基づき変更契約で業務範囲の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 契約約款に基づく変更契約の協議となることから、協議が成立しない恐れがある・ 発注者側の帰責事由による契約変更となることから、業務範囲の縮小に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある
契約約款に基づき業務の終了を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ 発注者側の帰責事由となることから、業務終了に伴う現受託者が被る損害の賠償を求められる恐れがある

【留意事項③】

・ 広域での運転操作の実現

監視のみならず運転操作までを広域で行うためには、各污水处理施設の監視設備に加え運転操作設備の設備が必要となる。監視設備、及び運転操作設備の現状の設置メーカー、設備構成や設置年数等を踏まえ、広域での監視・運転操作を行うための施設計画について、個別の検討が必要となる。

【留意事項④】

・ 広域監視設備の保守点検業務

施設の広域監視の実施に際しては、表 4-23 に示す広域監視体制の構築の検討の他、広域監視設備の保守点検業務の実施が必要となる。広域監視設備の保守点検業務も同様に共同での実施が想定されることから、その方法については「4-7 計画・調査委託の共同発注」を参照し検討すること。

【留意事項⑤】

・ 建設費、維持管理費の分担方法

施設の広域監視における建設費、維持管理費の分担方法の事例を表 4-26 に示す。

表 4-26 広域監視の建設費・維持管理費の分担方法の事例

団体名	建設費の分担方法	維持管理費の分担方法
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	<ul style="list-style-type: none">・既に供用開始していた新庄市浄化センターでは、水質試験室の改造、水質試験備品の追加、中央監視室の改造や新たな監視システムの導入を実施・これらに係る費用は全体計画処理能力割を用いて、市町で按分・周辺処理場（6 町村）の建設前に共同管理の協議が整っていたため、これら処理場には監視室や水質検査室を設けず、建設費用が抑制された	<ul style="list-style-type: none">・中核処理場と周辺処理場の設備更新費は均等割

【留意事項⑥】

・適用する広域化・共同化制度

広域監視の実施にあたっては、監視設備の建設方法や広域監視体制等の事業スキームを踏まえ、適切な広域化・共同化制度を適用する必要がある。

施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-27 に示す。

表 4-27 施設の広域監視で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

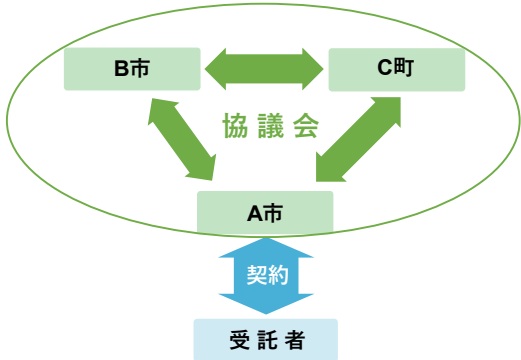
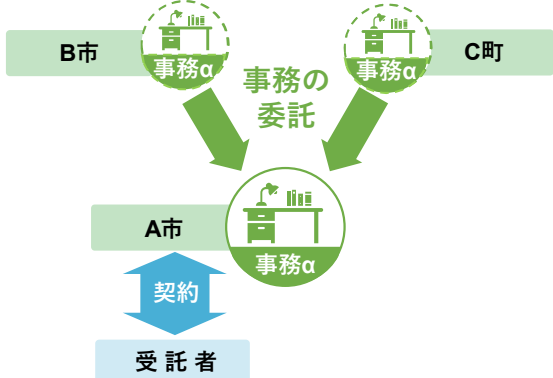
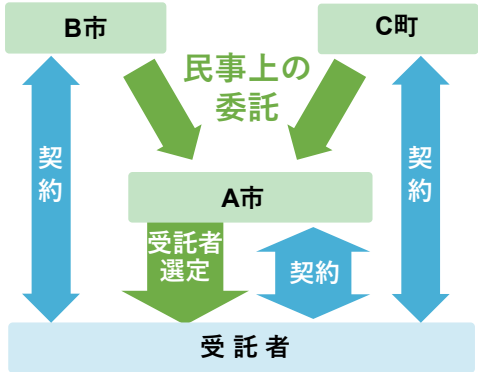
広域化・共同化制度	制度適用の考え方
事務の委託	・ 拠点処理場の団体が、広域監視設備の建設、供用開始後の監視業務を実施する場合に適用
管理執行協議会	・ 広域監視業務を関連する団体全体で実施する場合に適用
公の施設の区域外設置	・ 監視対象処理場の団体が、拠点処理場に広域監視設備を設置する場合に適用
広域連合	・ 新たな法人を設立し、その法人が広域監視設備を建設し、監視業務を一体的に実施する場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・ 広域監視を委託する側が監視監視設備を所有する場合に適用
民事上の委託	・ 拠点処理場の維持管理を受託している民間企業と個別に広域監視の委託契約を締結する場合に適用（通常の業務委託と同じ）

4-7 計画・調査委託の共同発注

【共同発注の方法】

計画・調査委託の共同発注は、発注事務の効率化やスケールメリット確保による調達コストの低減を図るものである。計画・調査委託の共同発注は、主に表 4-28 に示す 2 つのケースで実施されている。

表 4-28 計画・調査委託の共同発注の 2 つのケース

区分	方法	スキーム図
<p>ケ ー ス 1</p>	<p><u>受託者選定・契約を共同で実施</u></p> <p>実施する計画・調査委託の受託者選定（入札）・契約を共同で実施する。</p>	<p>(協議会を適用)</p>  <p>(事務の委託を適用)</p> 
<p>ケ ー ス 2</p>	<p><u>受託者選定のみを共同で実施</u></p> <p>実施する計画・調査委託の受託者を公募型プロポーザル方式等による選定のみを共同で実施する。</p>	<p>(民事上の委託)</p> 

【事業化フロー】

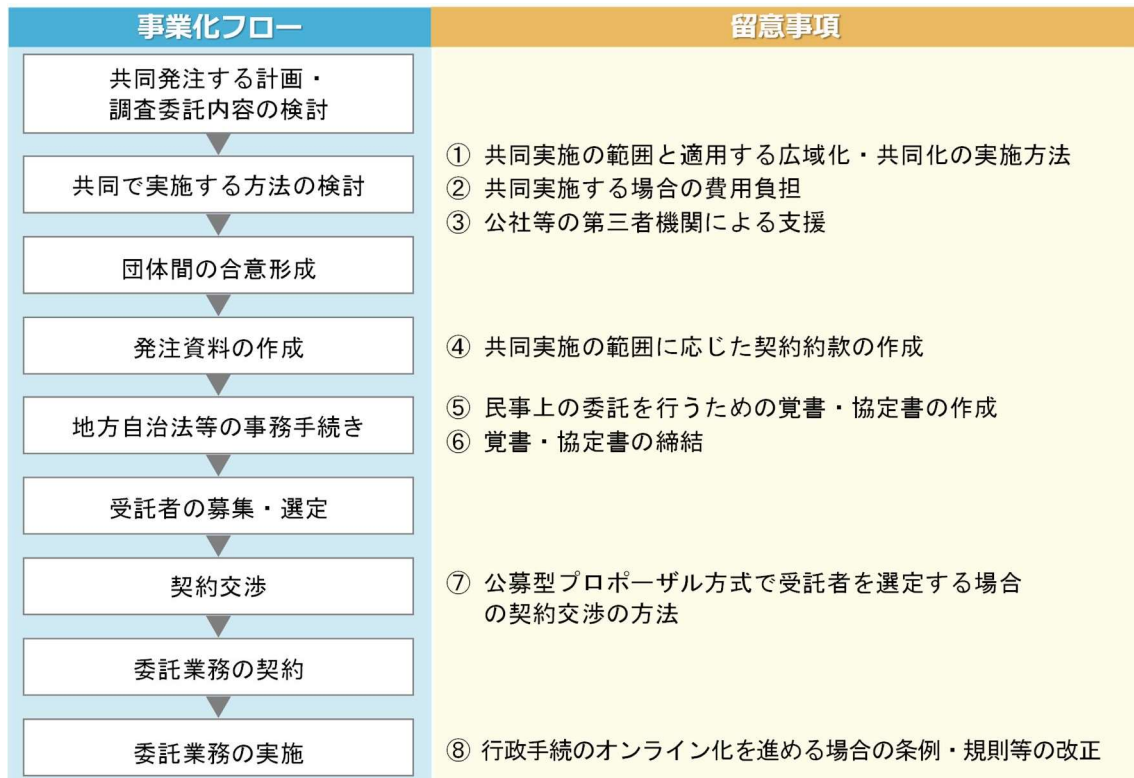


図 4-11 計画・調査委託の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-29 計画・調査委託の共同発注の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 受託者選定・契約 を共同で実施	大阪府富田林市、 太子町、河南町、 千早赤阪村	4 市町村の共同協定に基づき、ストックマネジ メント計画策定業務を共同で発注、富田林市が代表 となり、事業者と契約を締結
(ケース2) 受託者選定のみを 共同で実施	愛知県豊田市・岡 崎市・安城市・西 尾市・知立市	5 市が民事上の委託（協定）により給排水工事手 続きのオンライン申請システムの受託者選定を共 同で行い、選定した受託者と 5 市がそれぞれ契約
(その他) 公社等の第三者機 関による支援	奈良県斑鳩町・三 郷町・平群町	3 町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業 団に委託

【留意事項①】

・共同実施の範囲と適用する広域化・共同化の実施方法

計画・調査委託を共同で実施する場合、受託者選定・契約・実施・完了・支払を共同実施するケースと計画・調査委託の受託者選定のみを共同実施するケースの2つが想定される。共同実施する範囲に応じて、広域化・共同化の実施方法を検討する必要がある。なお、ケース2の場合、委託業務の実施（業務管理等）についても共同で実施することも可能である。



図 4-12 計画・調査委託の事業化で想定される2つのケース

【留意事項②】

・共同実施する場合の費用負担

共同実施に要する費用には、委託を受けた団体が発注等の事務に要する経費、受託者への委託費がある。これらの費用について、共同実施する団体同士で負担割合を決定する必要がある。

計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例を表 4-30 に示す。

表 4-30 計画・調査委託の共同発注における委託費の費用負担の事例

団体名	共同発注における費用負担
奈良県斑鳩町、三郷町、平群町	・3町が日本下水道事業団に委ねた上で、日本下水道事業団が民間企業に3町それぞれ単位の見積りを徴収し、その見積りにより負担割合を設定
愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市	・構築費用は5市で等分、運用費用は自治体の人口規模により按分

【留意事項③】

- ・ 公社等の第三者機関による支援

計画・調査委託の共同発注に際しては、公社や日本下水道事業団等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。「奈良県斑鳩町、三郷町、平群町の3町が共同で企業会計移行業務を日本下水道事業団に委託」の事例では、3町がそれぞれ日本下水道事業団と協定書・覚書を締結し、日本下水道事業団から公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、業務を実施している。

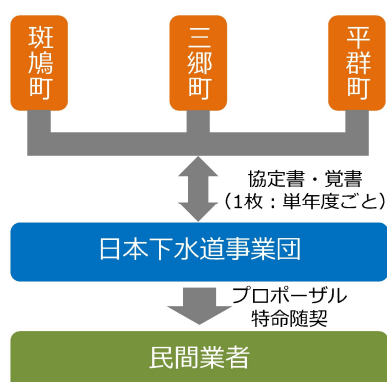


図 4-13 日本下水道事業団の支援を受けて共同発注したスキーム

【留意事項④】

- ・ 共同実施の範囲に応じた契約約款の作成

受託者選定・契約を共同で実施する場合、事務の委託を受けた団体が代表して受託者と契約することから、一つの契約約款により業務が実施される。

一方、受託者選定のみを共同実施する場合、図 4-14 に示すとおり公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と A 市、B 市、C 町がそれぞれ契約締結する。共通の契約約款を作

成せず、既存の契約約款を使用する場合には、共同実施する業務において複数の契約約款が存在することとなる。

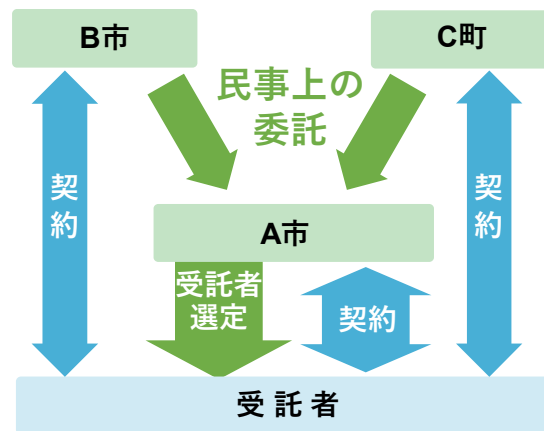


図 4-14 受託者選定のみ共同で実施する場合の契約

委託業務の契約約款は、公共土木設計業務等標準委託契約約款等を参考として各団体それぞれの考え方により作成されていることから、条文の規定の有無、内容の差異が想定される。そのため、契約約款の違いが受託者選定、契約交渉、委託業務の実施に影響を及ぼすことが想定される場合、その対応については、表 4-31 に示す 3 つの方法がある。

表 4-31 調達のみ共同で実施する場合の契約約款の対応方法

方法	内容	課題
方法 1	・ 共通の契約約款を作成し、各市町が共通の契約約款を使用し受託者と契約締結	・ 共通の契約約款に関する各市町の合意形成が難しい
方法 2	・ 各市町の契約約款を使用し、受託者と契約締結	・ 契約約款の差異により受託者とのリスク分担が契約単位で異なることから、受託者のリスク管理が煩雑になる
方法 3	・ 契約約款の差異が生じる箇所の取扱いを仕様書に規定し、契約書等（仕様書、契約書、提案書等）の矛盾・齟齬があった場合は仕様書の規定を最優先とする	・ 仕様書に規定する内容に関する各市町の合意形成が難しい（ケース 1 よりは合意形成が容易と想定）

【留意事項⑤】

- ・ 民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託を適用し、共同で公募型プロポーザルによる受託者選定、及び委託契約後

の業務管理を共同実施する場合（委託契約はそれぞれの団体に締結）、団体同士で覚書、協定書を締結する必要がある。民事上の委託による共同発注のフローを図4-15に示す。

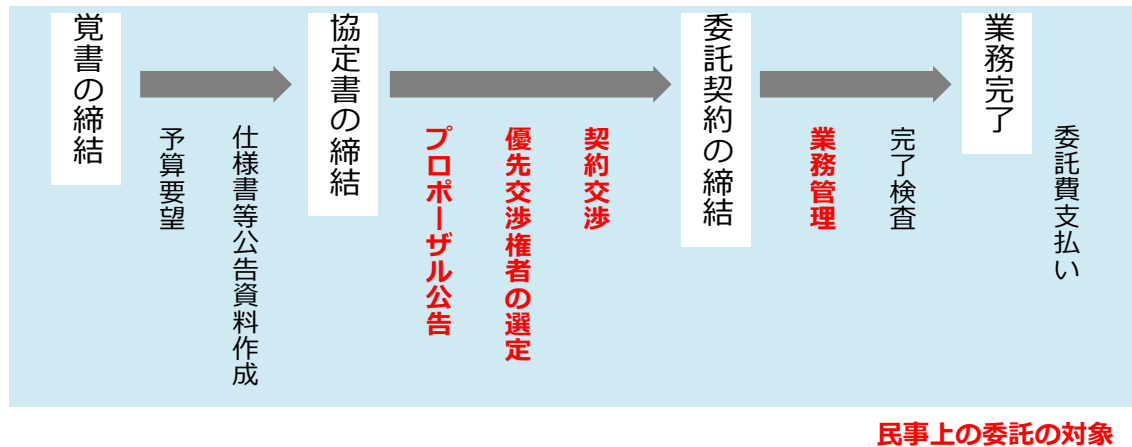


図4-15 民事上の委託による共同発注のフロー

図4-15に示すフローとした場合の覚書・協定書の締結目的、締結時期を表4-32に示す。覚書に関しては、その締結を「協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する」ことを目的としている。そのため、締結の省略も可能である。

表4-32 覚書、協定書の目的、締結時期

区分	締結の目的	締結時期
覚書	・協定書締結前に行う準備項目を確認し、共同発注に関する合意形成を証憑する。	・各団体において、共同調達の合意形成がなされた時
協定書	・委託契約の受託者選定手続、契約の締結、業務完了までの手続、各団体の役割・責任を明確化し、運用までの円滑な執行を目的。	・プロポーザルの公告前

覚書、協定書において、主に定めるべき事項を表 4-33 に示す。

表 4-33 民事上の委託を行うための覚書・協定書において主に定めるべき事項

項目	定めるべき事項
委託の法的性質	・民事上の委託であることを明示し、地方自治法上の事務委託との峻別を行う。
実施主体の明示	・委託事務の実施主体を明示し、事務の円滑化を図る。
委託事務の内容	・民事上の委託として実施できる内容を明示し、受託者が実施すべき内容と各自治体で実施すべき内容を峻別する。
選定受託者との契約	・委託を行った各々の自治体は、受託者が公募型プロポーザル等で選定した民間事業者と、必ず契約を締結する旨を合意する。
契約時期	・契約事項の進捗を合わせるため、契約締結日の平仄を合わせる。
費用分担	・委託事務の遂行に必要な実費について、費用分担を明示する。
協定離脱時の対応	・委託事務の完了前に一部の自治体が協定を離脱した場合、自治体間の費用清算、民間事業者へ賠償責任などを明確化する。

【留意事項⑥】

・覚書・協定書の締結

覚書・協定書の締結が契約の性質を有する場合、管理者を置く地方公共団体では、法令に特別の定めがある場合を除き、管理者の名において覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 1 項）。

管理者を置かない場合は、地方公共団体の長の名において、覚書・協定書を締結する（地方公営企業法第 8 条第 2 項）。

【留意事項⑦】

・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合、優先交渉権者との契約交渉を経て、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結することとなる。

契約交渉においては、公告段階で示した仕様書等についての協議により、必要に応じて修正が行われ、最終的な仕様書や契約書が確定される。そのため、契約交渉の実施方法について、委託を受けた団体が代表して実施するのか、それぞれの団体で実施するかを決定し、募集要項等の公告資料に明記することが望ましい。契約交渉をそれぞれの団体で実施すると、仕様書等の内容に差異が生じることも想定されるため、委託を受けた団体が代表

して実施するのが望ましい。

【留意事項⑧】

・行政手続のオンライン化を進める場合の条例・規則等の改正

申請や届出などの行政手続をオンラインで行う場合、法令の規定において書面等により行うこととされている手続は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）の適用により可能となる。

一方、地方公共団体の条例や規則等の規定において書面等により行うこととされている行政手続は、デジタル行政推進法の適用を受けないことから、オンライン申請等を可能とするためには、行政手続オンライン化条例の制定が必要となる。また、行政手続オンライン化条例により、手続きの具体的な細目について委任を行っている場合、委任を受けた規則等の制定が必要となる。

4-8 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注

【共同発注の方法】

水質検査・特定事業場排水指導の共同発注は、発注事務の効率化の他、スケールメリット確保により業務費用の低減を図るものである。水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の方法は、「4-7 計画・調査委託の共同発注」と同様である。

【事業化フロー】

水質検査・特定事業場排水指導に関する業務を共同発注する場合の事業化フローは、「4-7 計画・調査委託の共同発注」と同様である。水質検査・特定事業場排水指導に限って検討が必要となる留意事項を図 4-16 に示す。

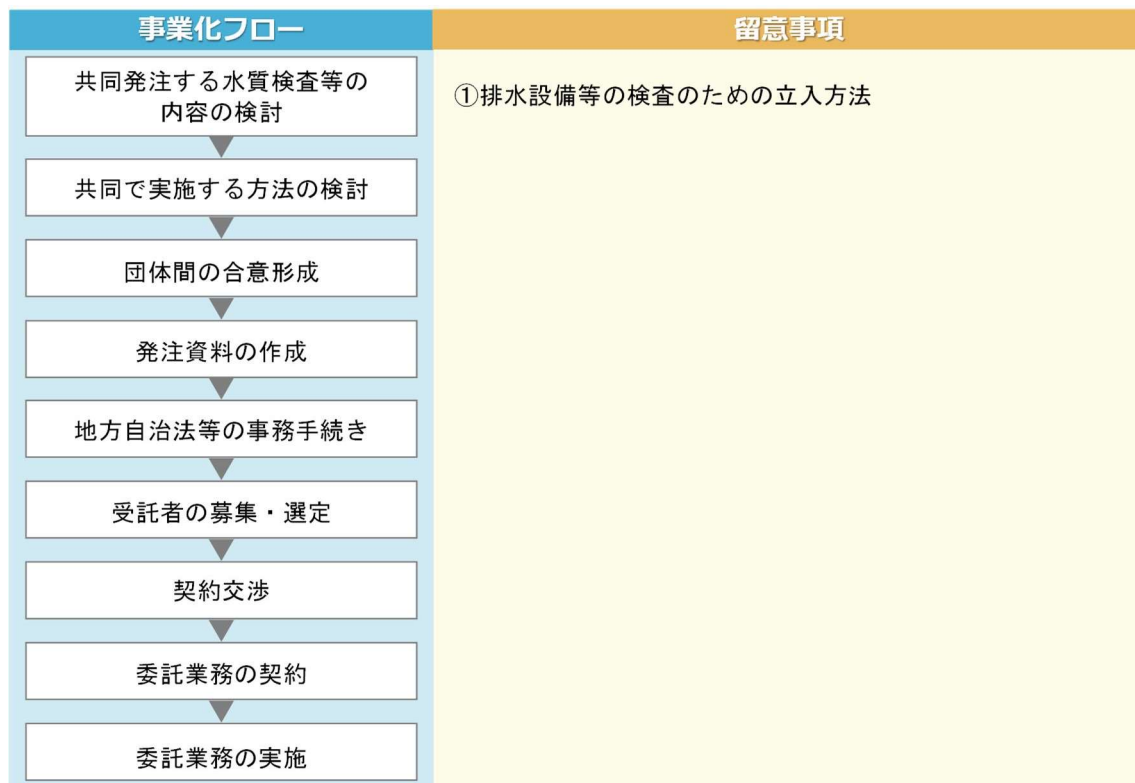


図 4-16 水質検査・特定事業場排水指導の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-34 水質検査・特定事業場排水指導の共同化発注の参考事例

団体名	取組の概要
山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等）

【留意事項①】

・排水設備等の検査のための立入方法

下水道法第 13 条に基づく排水設備等の検査のための立入りを行うことができるのは、「公共下水道管理者から立入検査を命じられた職員」に限定されており、当該職員以外の者が単独で他人の土地または建築物に立ち入ることはできない。そのため、特定事業場排水指導のための立入検査は職員が必ず行う必要があり、立入調査の際に採水作業等のため民間企業の作業員を同行させる場合には、当該作業員の立入りについて相手方の明確な同意が必要となる。

以上のことから、下水道法第 13 条の検査のための水質検査を共同発注した際も、立入検査を行うには、公共下水道管理者の職員が行う必要がある点に留意が必要である。なお、地方自治法に基づく事務の代替執行など権限の委譲を伴わない場合は、委託を行った団体の職員が立入検査を行うことになるが、地方自治法に基づく事務の委託を行った場合、委託を受けた団体の職員に立入検査に係る権限が委譲されることに留意が必要となる。

下水道法第 13 条に基づく立入検査とは別に、立入りをを行う者（地方公共団体、民間事業者）と立入りを受ける者の双方の合意により、任意に水質検査を行うこともできる。

4-9 維持管理業務の共同発注

【共同発注の方法】

維持管理業務の共同発注は、業務の発注事務の効率化に加え、広域での維持管理業務実施により業務費用の低減を図るものである。維持管理業務の共同発注の方法には、表 4-35 に示す3つのケースが想定される。

表 4-35 維持管理業務の共同発注の方法

区分	方法	スキーム図
ケース1	<p><u>共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結</u></p> <p>A市とB町がそれぞれの維持管理業務の受託者を共同で選定し、選定した受託者とA市、B町が個別に委託契約を締結する。</p>	
ケース2	<p><u>事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約</u></p> <p>B町から事務の委託を受けたA市が、A市・B町の維持管理業務の受託者を選定し、その受託者とB町の維持管理業務も含めてA市が委託契約を締結する。</p>	
ケース3	<p><u>共同発注する下水道管理者で協議会を設立</u></p> <p>共同発注する全下水道管理者で協議会を設立し、協議会が維持管理業務を受託者と委託契約を締結する。</p>	

【事業化フロー】

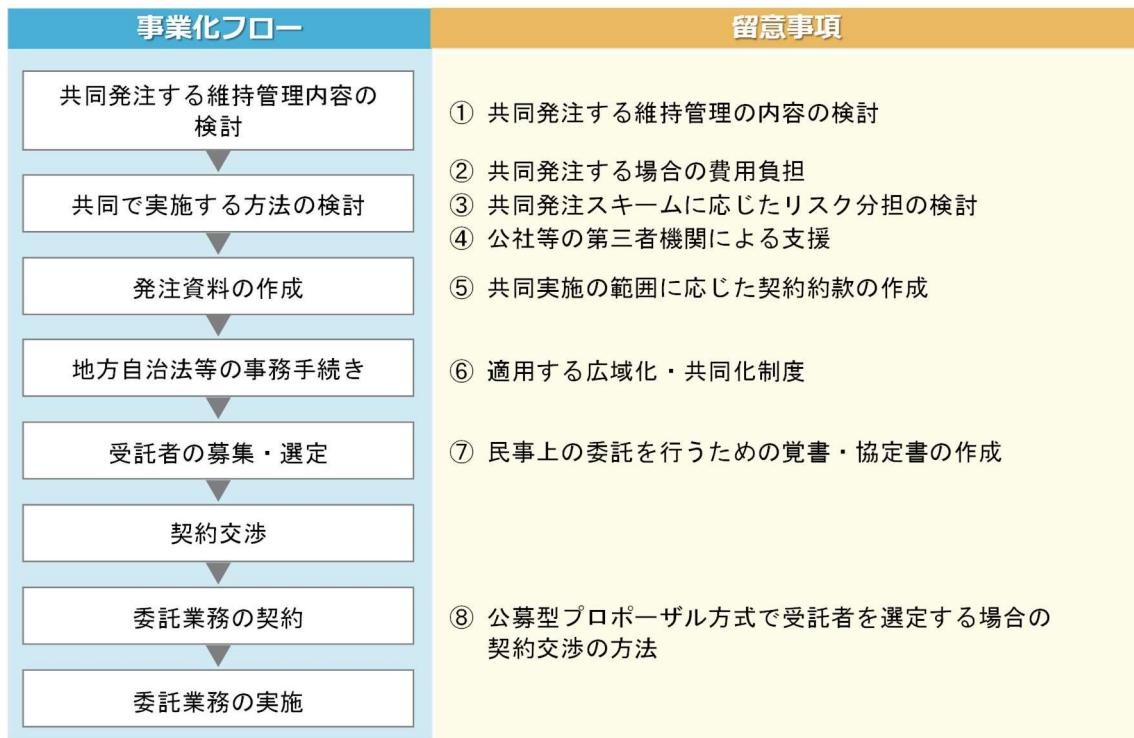


図 4-17 維持管理業務の共同発注の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-36 維持管理業務の共同発注の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	長崎県波佐見町・東彼杵町	2町が民事上の委託(協定)により維持管理業者の受託者選定を共同で行い、選定した受託者と2町がそれぞれ契約
(ケース2) 事務の委託等を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	民事上の委託を受け管渠の維持管理ストックマネジメント計画策定を共同で実施
(ケース3) 共同発注する下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村	新庄市が周辺6町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会(地方自治法)を設置し、協議会から維持管理業務を委託(広域監視、保守点検、水質試験等)
(その他) 公社等の第三者機関による支援	長野県下水道公社・長野県内市町村	公社を介して民間事業者が広域的な維持管理を実施

【留意事項①】

- ・共同発注する維持管理内容の検討

汚水処理施設等の維持管理業務については、施設の特徴や地理的条件、これまでの事業の成り立ち等により業務範囲や維持管理方法、要求水準等が異なる可能性がある。そのため、ケース 2 で示したように複数団体の施設の維持管理業務を一本化して実施するためには、仕様書（要求水準書）のすり合わせにより、維持管理水準の統一化の必要性について検討が望ましい。

【留意事項②】

- ・共同発注する場合の費用負担

共同実施する場合に要する費用には、委託を受けた団体の発注等に要する経費、受託者への委託費がある。これら共同実施する場合に要する費用について、共同実施する団体同士で負担割合を合意形成する必要がある。

委託を受けた団体の発注等に要する経費については、「4-11 庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。

受託者への委託費の分担方法の事例を表 4-37 に示す。

表 4-37 維持管理業務の共同発注の委託費の分担方法の事例

区分	方法	団体名	委託費の分担方法
ケース 1	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	長崎県波佐見町・東彼杵町	・それぞれの仕様書により両町の処理場の維持管理費を各々積算し、受託者の見積額からネゴシエーションを経て各町がそれぞれ委託契約を締結
ケース 2	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	・管渠の維持管理やストックマネジメント計画策定業務の共同化に係る実施自治体への他自治体の費用負担は、事務費の国費負担割合（事業費の算定要領及び基準・下水道事業：6.5%）を基に、事務費として支払っている
ケース 3	共同発注する下水道管理者で協議会を設立	山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村	・水質試験は処理場毎に同一項目を同一検体数試験するため、水質試験費は処理場数に応じて按分 ・運転監視のうち汚泥処理は、間欠運転となる場合を考慮し、稼働日数に応じて費用を按分 ・汚泥処理以外は水処理能力見合いで新庄市 65%・6 町村 35%で按分（6 町村についても能力按分）
その他	公社等の第三者機関による支援	長野県下水道公社・長野県内市町村	・県内をブロック割りし、ブロック単位で維持管理業務を 1 契約で契約締結、その契約金額を構成する処理場の施設規模、処理方式、業務内容等の条件を踏まえ按分比率を設定

【留意事項③】

- ・共同発注スキームに応じたリスク分担の検討

維持管理業務の共同発注に際しては、要求水準の未達、履行不能、契約不適合等等、業務の適正な履行の面で問題が生じた場合のリスク分担について、共同発注スキームに応じた検討が必要である。

各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項を表 4-38 に示す。

表 4-38 各共同発注スキームに応じたリスク分担の留意事項

区分	方法	リスク分担の留意事項
ケース 1	共同で選定した受託者とそれぞれ委託契約を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約は、それぞれの下水道管理者が受託者と契約することから、リスク分担はそれぞれの委託契約書に基づくこととなる
ケース 2	事務の委託を受けた下水道管理者が維持管理業務の受託者と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者と B 町下水道管理者に直接の契約関係がないことから、B 処理場の維持管理業務のリスク分担は、委託契約の当事者である A 市下水道管理者と受託者の間で定めることとなる。 ・B 町下水道管理者は、A 市下水道管理者への事務の委託に際して、事務の委託において直接関係がない受託者に対するリスク分担（例えば B 町下水道管理者の責により受託者に損害が生じた場合）についてお互い合意することが必要である。
ケース 3	共同発注する下水道管理者で協議会を設立	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会と受託者が契約することとなるため、協議会全体と受託者間には委託契約、協議会内の A 市下水道管理者と B 町下水道管理者の間は協議会の規約（または協議会の規程）に基づき処理することとなる。

【留意事項④】

- ・公社等の第三者機関による支援

維持管理費の共同発注に際しては、公社等の第三者機関の支援を受けて実施することも可能である。事例集に示した「長野県内市町村が長野県下水道公社に委託して維持管理業務を共同発注」の事例では、各市町村が長野下水道公社とそれぞれ随意契約し、長野県下水道公社が維持管理業務の入札を行い、民間維持管理業者と契約し、維持管理業務を実施している。

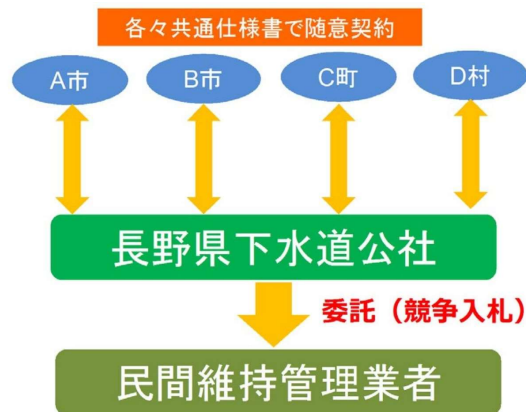


図 4-18 長野県下水道公社の支援を受けて維持管理業務を共同発注したスキーム

【留意事項⑤】

- ・ 共同実施の範囲に応じた契約約款の作成
「4-7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項④】を参照されたい。

【留意事項⑥】

- ・ 適用する広域化・共同化制度
維持管理業務の共同発注施設で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-39 に示す。

表 4-39 維持管理の共同発注で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
管理執行協議会	・ 共同実施する維持管理業務を連帯責任で実施するのが望ましい場合に適用
事務の委託	・ 技術職員の確保等の観点から、共同実施する維持管理業務を委託先の団体に委ねてしまうのが望ましい場合に適用
広域連合	・ 技術職員の確保が難しく、当該地域で広域的に担い手確保の観点から新たな法人を設立する場合に適用
一部事務組合	
指定管理者	・ 共同実施を委託する側も共同実施の対象施設施設を所有する場合に適用
民事上の委託	・ 受託者の選定、選定した受託者による業務の履行監視を共同で実施する場合に適用

【留意事項⑦】

- ・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑧】

- ・公募型プロポーザル方式で受託者を選定する場合の契約交渉の方法

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑦】を参照されたい。

4-10 災害時対応の共同化

【共同化の方法】

災害時対応の共同化には、災害訓練の共同実施、資機材の共同備蓄、共通の BCP 策定、災害対応の共同実施等の取組が想定される。災害時対応の共同化により、下水道施設の早期復旧に向けた体制構築に資することができる。

災害対応の共同化の方法を表 4-40 に示す。

表 4-40 災害時対応の共同化の方法

共同化の項目	取組内容
災害訓練の共同実施	・ 関連団体が共同で災害訓練を企画、実施
資機材の共同備蓄	・ 関連団体が応急復旧等に用いる資機材の保有状況を共有すると共に、共同購入等により新たな資機材を共有
共通の BCP 策定	・ 関連団体で共通の BCP を策定
災害対応の共同実施	・ 共通で策定した BCP に基づき関連団体が共同で災害対応を行い、相互支援する

【事業化フロー】

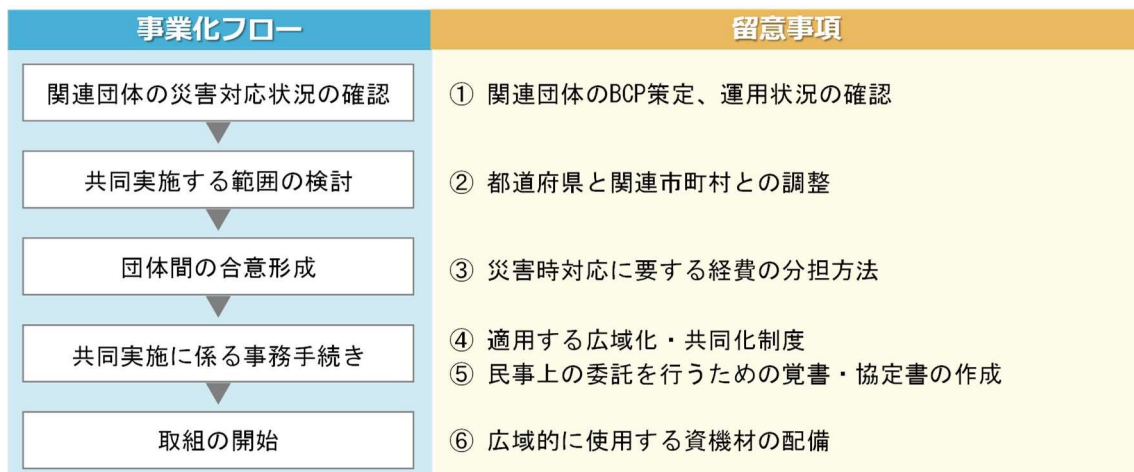


図 4-19 災害時対応の共同化の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-41 災害対応の共同化の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 災害対応を共同 で実施	東京都（区部）及 び区もしくは東京 都（流域）及び市 町村	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受 入れに関する覚書を締結し、行動手順を BCP に位 置付け
(ケース2) 共通の BCP 策定	栃木県・栃木県内 市町	任意の協議会を組織し、栃木県が主体となって BCP の共同化や災害時合同訓練等を実施
(ケース3) 災害訓練のみを 共同で実施	大阪府富田林市・ 河南町・太子町・ 千早赤阪村	共同研究に関する基本協定を締結し、共同研究の一 環として合同災害訓練を実施

【留意事項①】

- ・ 関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認

災害時対応の共同化にあたっては、共同化を検討する地方公共団体の地震・津波、水害、噴火等に係る BCP 策定状況、BCP に基づく教育訓練、災害協定の締結、資機材の備蓄等の運用状況等を確認する。確認結果を踏まえ、災害時対応の課題や取組済の有効事例等を整理し、団体内で共有する。これにより、検討を進める上での共通認識が醸成され、その後の検討の円滑化が期待される。

表 4-42 関連市町村の BCP 策定、運用状況の確認内容の事例

区分	確認内容の事例
BCP の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCP の策定内容（簡易版、詳細版） ・ BCP で対象としている災害（地震、風水害、噴火等）
非常時で求められている役割・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画、非常時対応計画で定められた担当部局の役割、体制
受援体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地外からの職員派遣等の受援体制の構築状況
施設の災害対策の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画、BCP における被害想定 ・ 施設の耐震、対津波、耐水化等の状況
教育訓練の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで実施している教育訓練の内容、訓練対象者 ・ BCP に対する各職員の理解度
災害協定の締結状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定の締結相手 ・ 締結している支援の内容
資機材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の備蓄状況（資機材リスト）

【留意事項②】

・都道府県と関連市町村との調整

大規模災害により下水道施設が被災した際、被災した市町村のみでは下水道施設の機能確保が困難な場合が想定される。そのため、近隣の市町村と共同での災害時対応に取り組むことが有効である。しかし、被災した範囲が広域に及ぶ場合、近隣の市町村も自らの下水道施設の機能確保が必要であることから、他市町村の支援が困難な事態も想定される。そのため、都道府県の主導により、被害のなかった市町村や関係団体等と調整を行い、早期の機能確保に向けた支援体制構築が必要である。

都道府県は「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に従い、下水道対策本部と被災市町村に対して支援調整を行うこととなっている。また、東京都及び政令指定都市は「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）」により、相互に支援活動等を行うこととなっている。そのため、都道府県と関連市町村は、共同化に関する課題や対応方法等について意見交換、調整を行うことが望ましい。意見交換、調整に際しては、表 4-43 に示す下水道事業における災害支援に関する各種資料を参考とされたい。

表 4-43 下水道事業における災害支援に関する各種資料

対象とする災害	資料名
あらゆる災害	下水道事業における災害時支援に関するルール (令和5年3月改定、公益社団法人 日本下水道協会)
	下水道事業における災害時支援に関するルールの解説 (令和2年12月改定、公益社団法人 日本下水道協会)
	地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン (平成29年3月内閣府 (防災担当))
大規模水害	大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き (令和5年3月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部、公益社団法人 日本下水道協会)

【留意事項③】

- ・災害時対応に要する経費の分担方法

災害時対応の共同化の実施にあたっては、対応に要する経費の分担方法について合意形成が必要となる。経費の分担方法の検討に際しては、表 4-44 に示す考え方も参考とされたい。

表 4-44 災害時対応に要する経費の分担方法の考え方

方法	経費の分担方法の考え方
(ケース1) 災害対応を共同で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道事業における災害時支援に関するルール」によると、費用負担の考え方として、「応援を受けた自治体が負担する」と規定されている。 ・「地方公共団体のための 災害時受援体制に関するガイドライン」によると、「受援側と応援側の費用負担の関係をあらかじめ明確にしておく」ことが望ましいとされている。
(ケース2) 共通の BCP 策定	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化の取組を外部に委託せず、関連団体の職員自らが行う場合には、「4-11 庁内事務の共同化」の【留意事項④】を参照されたい。
(ケース3) 災害訓練のみを共同で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化の取組を外部に委託する場合には、「4-7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項②】を参照に検討されたい。

【留意事項④】

- ・適用する広域化・共同化制度

災害時対応の共同化で想定される広域化・共同化制度の考え方を表 4-45 に示す。

表 4-45 災害時対応の共同化で適用が想定される広域化・共同化制度の考え方

広域化・共同化制度	制度適用の考え方
法令に基づかない 任意の協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害訓練の共同実施を企画、運営する場合 ・BCP 策定の委託はそれぞれの市町村で発注した上で、関連団体で計画内容の調整の場を設立する場合
事務の委託 管理執行協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・共同備蓄する資機材の調達を委託する場合
民事上の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書を締結し災害対応の共同実施をする場合

【留意事項⑤】

- ・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

民事上の委託により、民間企業等と災害時における復旧支援協力に関する協定を締結する場合には、「下水道 BCP 策定マニュアル 2022 年版（自然災害編）（令和 5 年 4 月、国土交通省水管理・国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」「参考資料 10 民間企業等との協定サンプル」を参照されたい。

【留意事項⑥】

- ・広域的に使用する資機材の配備

下水道施設の早期復旧のために必要となる下水道特有の資機材は、地方公共団体が独自で配備するには費用負担が大きいことが想定される。このような資機材の配備については、令和 5 年度に創設された「下水道広域的災害対応支援事業」を活用することも有効である。

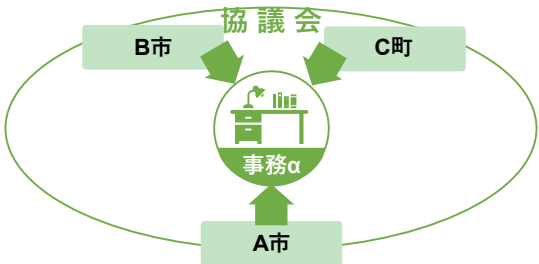
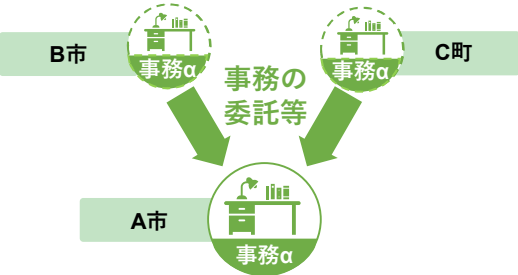
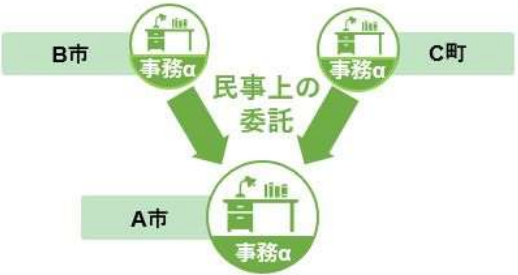
「下水道広域的災害対応支援事業」は、大規模災害による下水道施設被害からの早期復旧のため、地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援することを目的としている。本事業の活用により、災害時に下水処理機能の確保に必要な資機材等を共同で配備することが可能となっている。

4-11 庁内事務の共同化

【共同化の方法】

庁内事務の共同化は、各団体が実施している庁内事務を共同で実施することにより、業務の効率化を図るものである。表 4-46 に示す 3 つのケースによる実施が想定される。

表 4-46 庁内事務の共同化の 3 つのケース

区分	方法	スキーム図
ケ ス 1	<p><u>協議会を設立し、庁内事務を共同化</u></p> <p>協議会を設立し、協議会として庁内事務を共同化する。</p>	
ケ ス 2	<p><u>事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化</u></p> <p>事務の委託、または事務の代替執行により、事務を受けた自治体で庁内事務を実施する。</p>	
ケ ス 3	<p><u>民事上の委託による事務の委託</u></p> <p>民事上の委託により、委託を受けた自治体で庁内事務を実施する。</p>	

【事業化フロー】

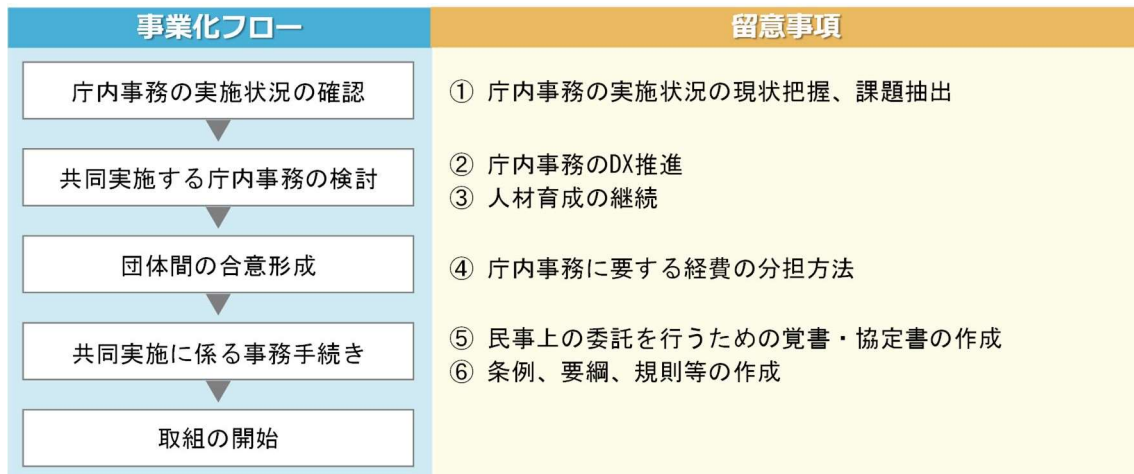


図 4-20 庁内事務の共同化の標準的な事業化フロー

【参考事例】

表 4-47 庁内事務の共同化の参考事例

方法	団体名	取組の概要
(ケース1) 協議会を設立し、 庁内事務を共同化	山形県新庄市・ 金山町・最上 町・舟形町・真 室川町・大蔵 村・戸沢村	新庄市が周辺6町村から事務の委託を受け、広域監視設備を整備、協議会（地方自治法）を設置し、協議会から維持管理業務を委託（広域監視、保守点検、水質試験等）
(ケース2) 事務の委託、または 事務の代替執行 により庁内事務を 共同化	奈良県橿原市・ 大和高田市	事務の委託により、お客さまセンター業務の共同委託を行い、開閉栓業務を始めとする窓口業務を共同化
(ケース3) 民事上の委託によ る事務の委託	大阪府富田林 市・河南町・太 子町・千早赤阪 村	下水道法協議会を設置し、下水道事務の共同化を合意形成した上で、民事上の委託により各種調査業務や庁内事務を共同化

【留意事項①】

- ・ 庁内事務の実施状況の現状把握、課題抽出

庁内事務の共同化の検討にあたっては、各地方公共団体担当部局の庁内事務の実施状況について、現状把握、課題抽出が必要である。現状把握が必要な事項としては、担当部局の事務分掌、職員定数、職員の役職、年齢構成、事務フロー及び業務量等が挙げられる。

庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法を表 4-48 に示す。

表 4-48 庁内事務の実施状況の現状把握に適用できる代表的な分析手法

手法名	分析手法の概要
機能分析表	<ul style="list-style-type: none"> 機能分析表（Diamond Mandara Matrix : DMM）とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにする手法。
機能情報関連図	<ul style="list-style-type: none"> 機能情報関連図（Data Flow Diagram : DFD）とは、DMM の作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにする手法。
ABC 分析	<ul style="list-style-type: none"> ABC 分析（Activity Based Costing）とは、製品が活動を消費し、活動が資源を消費するという基本理念の元で「活動」を基準として「製品」に「資源」を割り当てる原価計算手法。 下水道等の分野では「製品」＝「業務」、「活動」＝「書類、図面作成や現場作業など」、「資源」＝「人件費」とそれぞれ置き換え人件費をデータの入力や現場作業などの各活動に割り当て、各活動を運転管理や保守点検などの業務にさらに割り当てていくことによって、各業務の活動費用を算出して分析を行う。

【留意事項②】

・庁内事務の DX 推進

庁内事務の共同化に際しては、各種デジタル技術の適用を一体的に検討し、庁内事務の DX 推進を図ることが望ましい。庁内事務の現状把握に基づき課題整理を行い、各種申請等のオンライン化等、課題解決に資する各種デジタル技術の適用により共同実施も円滑に進むものと想定される。

庁内事務の DX 推進にあたっては、表 4-49 に示す関連資料を参照されたい。

表 4-49 各省庁が発行する DX に関する主なガイドライン等の関連資料

省庁名	制度名	区分
総務省	令和 2 年 12 月	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
デジタル庁	令和 2 年 12 月	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 2.0 版】
	—	デジタル社会推進標準ガイドライン群
国土交通省	—	インフラ分野の DX 各種資料 (https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000073.html)

【留意事項③】

・人材育成の継続

庁内事務の共同化を図り、業務効率化を図った後も、広域化・共同化計画の更なる推進や、汚水処理事業が抱える各種課題の解決に向けた取組を進めなければならない。そのため、事業の担い手である職員の人材育成の重要性は庁内事務の共同化後も変わらないものであり、その取組を継続する必要がある。

【留意事項④】

・庁内事務に要する経費の分担方法

庁内事務の共同化の実施にあたっては、共同化に要する経費の分担方法について団体間で合意形成した上で、合意形成した内容を規約、協定書等により明記する。

【留意事項⑤】

・民事上の委託を行うための覚書・協定書の作成

「4.7 計画・調査委託の共同発注」の【留意事項⑤】を参照されたい。

【留意事項⑥】

・条例、要綱、規則等の改正

庁内事務の共同化にあたっては、共同化する方法や内容により、関連する条例、要綱、規則等改正の必要性を判断する必要がある。

共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方を表 4-50 に示す。適用する共同化の方法により、庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方が異なることから、適用される現行の条例、要綱、規則等より実務面で支障が生じる場合には、必要に応じて関連する条例、要綱、規則等の改正を行うものとする。

表 4-50 共同化する庁内事務に適用される条例、要綱、規則等の考え方

区分	方法	適用される条例、要綱、規則等の考え方
ケ ス 1	<u>協議会を設立し、庁内事務を共同化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体のうち1つの団体の条例等をそれ以外の団体の条例等とみなして実施するか、又は、それぞれの団体の条例等によって実施するかを規約で定めて実施
ケ ス 2	<u>事務の委託、または事務の代替執行により庁内事務を共同化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の委託は、委託を受けた団体の条例等に基づき実施（委託した団体の条例等に基づき実施する場合には規約に定めが必要） ・事務の代替執行は、代替執行を求めた団体の条例等に基づき実施
ケ ス 3	<u>民事上の委託により事務の委託</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの団体の条例等に基づき実施

4-12 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度を表 4-51 に示す。これらの支援制度を活用し、広域化・共同化の推進を図るものとする。

表 4-51 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

省庁名	制度名	区分	制度の概要
総務省	下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置	普通交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費について、下水道事業債を充当し、元利償還金の一部を普通交付税措置 ・広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度） ・事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置
農林水産省	農村整備事業、漁村整備事業/ 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業）	補助金 / 交付金	他の污水处理施設への接続や集落排水施設間の統合を含む、施設の適正化が明記された機能保全計画の策定や、策定した機能保全計画に基づき実施される保全工事を支援
国土交通省	下水道広域化推進総合事業	交付金	下水道を含む污水处理の広域化・共同化を推進するため、污水处理の広域化に係る計画策定、汚泥処理等を行う事業を支援

【留意事項①】

・広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費に充当する下水道事業債の対象

広域化・共同化に伴う施設整備等に要する経費に充当する下水道事業債の対象は、「下水道事業広域化・共同化推進要領」のとおり、広域化・共同化計画に位置付けられた事業又は都道府県が当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できた事業とする。

下水道事業広域化・共同化推進要領

2 対象団体

下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体とする。

3 計画の策定

- (1) 下水道事業の広域化・共同化を行おうとする地方公共団体は、下水道事業広域化・共同化施設整備計画（別紙様式 1、以下「広域化施設整備計画」という。）を策定するものとする。
- (2) 広域化施設整備計画の実施期間は概ね 5 年以内とし、計画策定団体は当該計画に基づき施設整備等を行うものとする。
- (3) 広域化施設整備計画には、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）に基づき策定した広域化・共同化計画に位置付けられた事業に伴い必要となる施設整備等について記載するものとする。

ただし、協議等手続の時点で同計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等であっても、都道府県が、当該事業を同計画に位置付ける予定であること等を確認できたものについては、広域化施設整備計画に記載できるものとする。

4 手 続 き

- (1) 広域化・共同化の施設整備に要する費用に下水道事業債（広域化・共同化分）を充当しようとする都道府県及び指定都市は、広域化施設整備計画（別紙様式 1）を総務省に提出するものとする。
- (2) 市町村（指定都市を除く。）にあつては、(1)の手続きについて都道府県を経由するものとする。
- (3) なお、協議等手続の時点で広域化・共同化計画に位置付けられていない事業に伴い必要となる施設整備等を記載した広域化施設整備計画を提出する場合は、事前に都道府県に、当該事業と広域化・共同化計画との整合や当該事業を広域化・共同化計画に位置付ける予定であることを確認し、都道府県がその確認結果を記載した広域化施設整備計画を総務省に提出するものとする（※）。

※指定都市についても、都道府県の確認結果を記載して提出すること。

5 財政措置

広域化施設整備計画に基づく施設の整備について、以下により下水道事業債（広域化・共同化分）を充当するとともに、(3)のとおり、処理区域内人口密度に応じ元利償還金の一部を基準財政需要額に算入（事業費補正方式により措置）する。なお、本改正前の下水道事業

債（広域化・共同化分）に係る財政措置については、従前のおりとする。

(1) 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設、複数の地方公共団体に事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費その他の広域化・共同化に要する施設等の整備事業

(2) 対象範囲

広域化施設整備計画に基づき実施される事業に係る事業費（補助事業にあつては地方負担額、地方単独事業にあつては対象事業費。ただし、流域下水道及び小規模集合排水処理施設については、通常分であつて臨時措置分を除いたもの。）

(3) 基準財政需要額への算入について

以下の表 1 のとおり元利償還金の一定割合を基準財政需要額に算入するものとする。

ただし、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するための管渠及びポンプ場の整備事業に限り、表 2 に定める算入率を適用する。

出典：総務省自治財政局準公営企業室長通知「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」

(令和 6 年 4 月 1 日付け総財準第 37 号)